

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

平成22年1月に糸島市が誕生し、10年が過ぎました。私たちの住む「糸島市」は、美しい自然のみならず、貴重な歴史・文化や多様な産業など魅力あふれる地域資源を有しています。近年は、その豊かな自然や農林水産物を中心とする「ブランド糸島」が脚光を浴びることが増え、多くの観光客が訪れるようになりました。また、移住・定住促進に重点的に取り組んだことで、減少していた人口も回復し、増加に転じることができました。

その一方で、急速に進む地球温暖化や里山の荒廃、外来種の生息域拡大、都市化の進行に伴う動植物の減少やエネルギー問題の顕在化など、本市の環境を取り巻く状況が変化しています。

昨今の国際動向に目を向けると、パリ協定の採択や、国連総会で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」による、持続可能な社会を目指したさまざまな取り組みが進んでいます。

市では、平成23年3月に糸島市環境基本計画を、平成28年3月に、中間見直しを反映させた糸島市環境基本計画(後期計画)を策定し、環境保全などに取り組んできました。

第2次環境基本計画では、福岡県の第四次環境総合基本計画の考え方等を踏まえ、SDGsの考え方に対応し、地球温暖化対策への取り組み、自然の保全と共生、快適な生活環境の保全、協働による環境づくり等に計画的かつ各主体と協働して取り組むために、第2次糸島市地球温暖化対策実行計画及び糸島市生物多様性地域戦略を編入した第2次糸島市環境基本計画(以下「本計画」という。)を策定するものです。

2 計画の目的

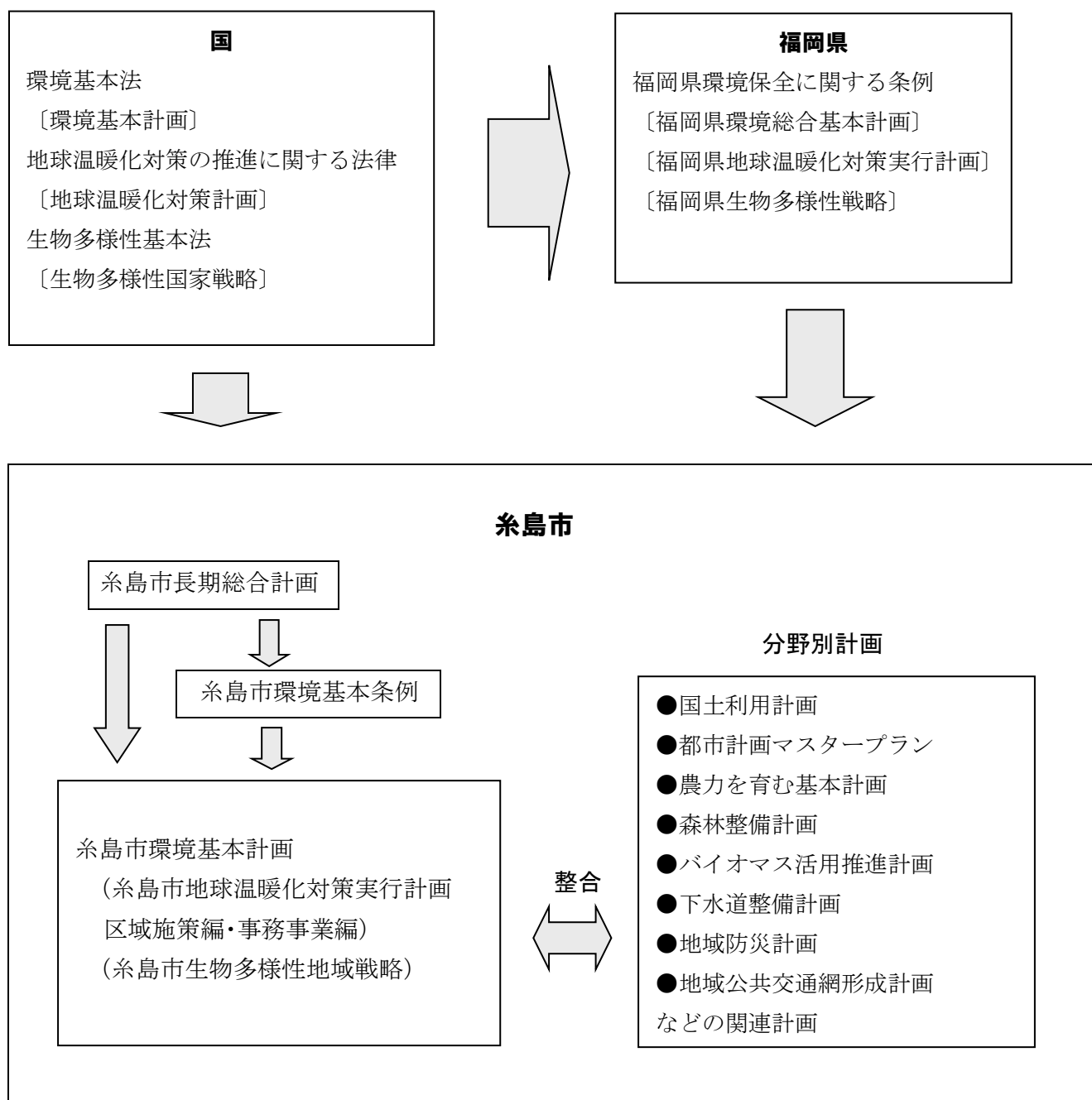
本計画は、国や県の環境基本計画を基にして、糸島市の環境の特性を踏まえたうえで、目指す環境の姿及び基本方針を示すとともに、これを実現するための目標、施策、計画の総合的・横断的な推進、進行管理のあり方などを示すことを目的に策定したものです。

3 計画の役割

本計画は、国や県の環境基本計画や環境法令を踏まえ、本市の関連計画との整合を図りつつ、糸島市環境基本条例第3条に掲げられた基本理念の実現に向けて中核的な役割を担うものとして、同条例第4条の規定に基づき策定したものです。

また、本計画は、総合的かつ長期的な視点から、市の環境の保全・創造に関する施策の調整を行い、実施段階における環境配慮を行うための根拠となるものであると同時に、各主体が協働しながら、行動していくための指針となるものです。

環境基本計画の位置付け



4 計画期間

本計画の期間は、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間とします。また、本計画に掲げる主な取り組みや数値目標の達成期間は、長期総合計画や他の計画などとの整合を図るために、原則、5年間とします。

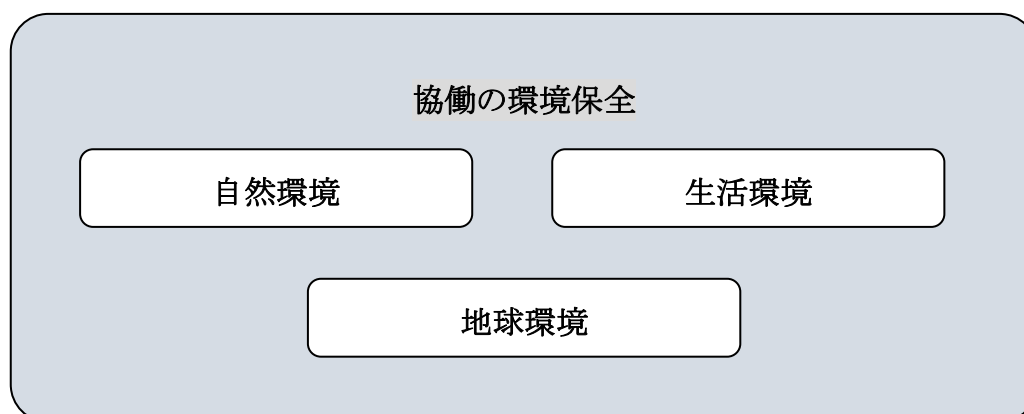
さらに、環境を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、数値目標の進捗状況を1年ごとに、点検、評価を行い、それに基づいて、5年後に見直していきます。

5 計画の対象範囲

本計画の対象とする環境は、糸島市を取り巻くすべてのものであり、市民生活を支える生活基盤で、時間的・空間的広がりを持つものです。環境の要素は、有形・無形を問わず、お互いに結びついており、社会とも相互に影響しあっています。

そこで本計画では、地球環境、自然環境、生活環境の3つの分野を対象とします。

また、糸島市全域を計画対象地域としますが、糸島市だけで解決できない広域的な問題は、周辺自治体や国・県と連携、協力して取り組んでいきます。



■本計画の対象範囲

対象とする環境の範囲	主な内容
地球環境	再生可能エネルギー、省エネルギー、地球温暖化など
自然環境	海岸、森林、水辺、農地、里山、生物多様性など
生活環境	不法投棄、大気、騒音、振動、悪臭、循環型社会など
協働の環境保全	環境サポーター、環境保全活動、環境情報など

○糸島市環境基本条例（条例第 113 号）

平成22年1月1日制定

（目的）

第1条 この条例は、環境に関する基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境に関する施策を総合的に推進することにより、市民生活における良好な環境の確保を図り、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「良好な環境」とは、市民が健康で文化的かつ快適な生活を営むことができる生活環境及び自然環境をいう。

2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、良好な環境の確保の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（基本理念）

第3条 良好な環境の確保は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが市民の健康で文化的かつ快適な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じていることにかんがみ、現在及び将来の世代の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める良好な環境の確保についての基本理念にのっとり、良好な環境の確保に関する基本的かつ総合的計画を策定しなければならない。

2 市は、良好な環境の確保に関する市民の意識の啓発に努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動によって良好な環境を侵害しないよう自己の責任と負担において、必要な措置を講じるとともに、市の実施する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、法令等に違反しない場合においても、良好な環境を確保するため、最大の努力をしなければならない。

（市民の責務）

第6条 市民は、自ら良好な環境の確保に努め、市の実施する施策に協力しなければならない。

（市の施策）

第7条 市は、第4条第1項に規定する計画に基づき、必要な措置を講じるものとする。

（指導等）

第8条 市は、良好な環境に対する侵害を行う者又は行うおそれのある者に対し、必要な助言、指導及び勧告を行うことができる。

（審議会の設置）

第9条 市長の諮問に応じ、良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議するため、糸島市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

○糸島市環境都市宣言

平成23年9月27日制定

糸島市は、美しい山や海、恵み豊かな田園、清らかな川、古代ロマンあふれる歴史遺産など、豊かな自然と歴史に彩られたすばらしいまちです。

この恵まれた環境を守り、将来の世代に引き継いでいくことは、私たちの責務です。

私たちは、ふるさと糸島市を心から愛し、豊かな自然と歴史、文化がもたらす潤いと活力あるまちを目指して、次のことに取り組むことをここに宣言します。

1. 豊かな自然を愛し、自然と共に生きる潤いあるまちをつくります。

1. 地球にやさしい生活を実践し、循環型・低炭素のまちをつくります。

1. 市民、事業者、市が協働して、より良い環境のまちをつくります。

第2章 基本目標

1 目指す環境の姿

市民、事業者、市の責務を明らかにして、環境に関する施策を総合的に推進し、市民生活の良好な環境の確保を図ることを目的としています。

この目的を達成していくためには、各主体が協働して、環境の保全や創造に向けた取り組みを進めていくと同時に、その環境イメージ(環境の姿)を各主体が共有化することが重要です。

そこで、本計画で糸島市が目指す環境の姿を以下のように決めました。

糸島市が目指す環境の姿

豊かな自然と住みやすい環境を未来につなぐまち

いとしま



2 環境目標

市が目指す環境の姿を実現するために、次の4つの目標を掲げ、各主体が協働し、それぞれの目標実現に向けた取り組みを進めていきます。

目標1

地球環境にやさしい生活を実践する

第2次糸島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）

地球温暖化による気候変動は、人類の生存基盤に関わる大きな環境問題です。地球の生態系と人類の生活を将来に引き継ぐため、再生可能エネルギーの推進、省エネルギースタイル・ビジネススタイルへの転換を進め、地球環境にやさしい生活を実践するまちを目指します。

目標2

豊かな自然を守り育てる

糸島市生物多様性地域戦略

豊かな自然と、その中で息づく多様な生物と豊かな生態系が形成された環境を次代に引き継ぎ、生物多様性に配慮した自然環境の保全育成を図り、豊かな自然を守り育てるまちを目指します。

目標3

快適で住みやすい生活環境をつくる

子どもから高齢者まで、いつまでも健康で暮らすことができる安全・安心な生活環境が保たれたまちを実現するために、快適で住みやすい生活環境をつくるまちを目指します。

目標4

協働で環境づくりに取り組む

良好な環境を次代に引き継ぐために、効果的な協働の仕組みづくりや環境情報の共有化を図り、協働で環境づくりに取り組むまちを目指します。

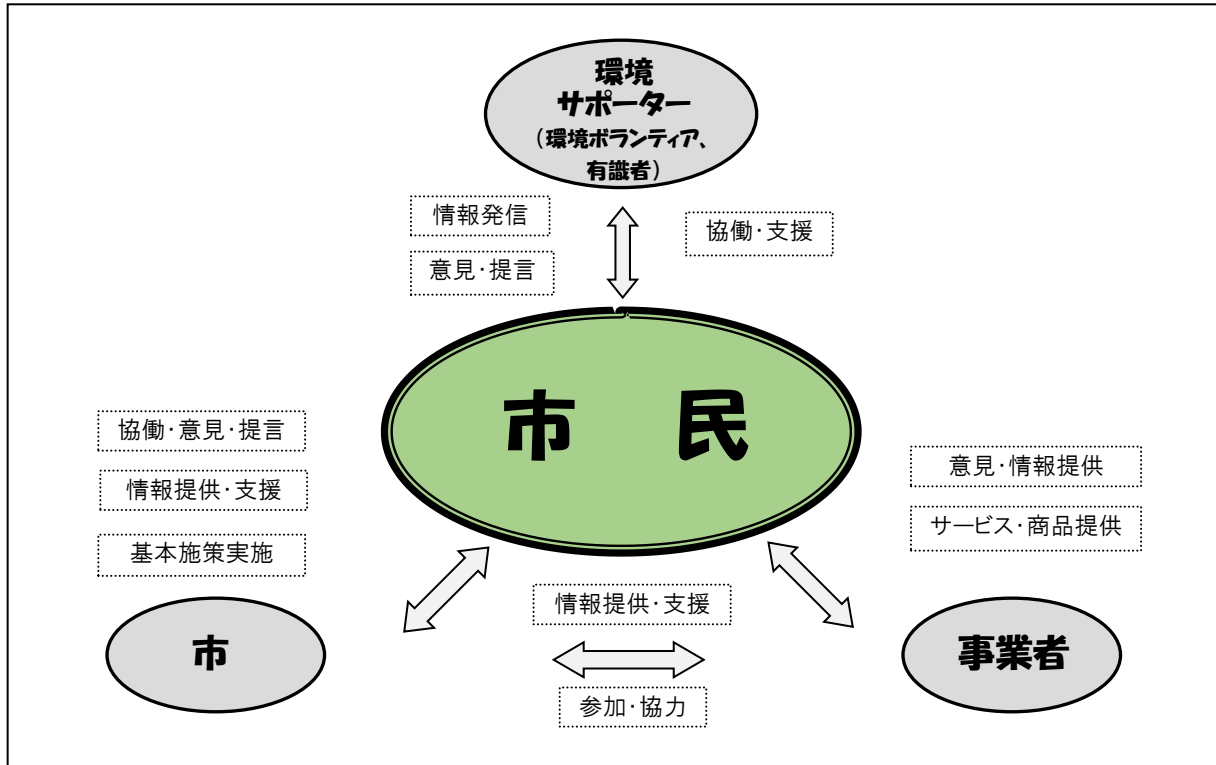


糸島市が目指す環境の姿

豊かな自然と住みやすい環境を未来につなぐまち いとしま

3 各主体の役割

4つの目標を実現するためには、各主体が次の役割を担い、人と環境との好循環を形成しながら協働して環境の保全・創造に取り組む必要があります。



主体	主な役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活と環境問題が密接に関係していることを認識し、環境への影響を考えながら、地球にやさしい生活を実践する。 市民同士の連携や他団体等の協働により、環境の保全、創造に取り組む。 自主的、積極的に環境の保全・創造に参加、協力する。 環境を守るための様々な取り組みに対して、意見や提言を行う。
環境サポーター	<ul style="list-style-type: none"> 市全域を対象に取り組みを行う環境サポーターは、自主的かつ積極的な環境の保全・創造を進めるため、市民や事業者をつなぐ活動に取り組むとともに、取り組み内容の情報発信を行い、市民や事業者の環境保全意識向上に努める。 専門的な知識を有する環境サポーターは、知識を生かした調査研究を行う。また、活動に基づいて環境施策への提言を行う。 団体の活動趣旨に基づき、自主的かつ積極的に環境の保全・創造に参加、協力する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 地球にやさしい商品やサービスの提供、製品の研究開発を心がける。 環境に配慮した事業の取り組みを行い、環境と経済の好循環に貢献する。 地域社会の一員として、自主的かつ積極的に環境の保全・創造に参加、協力する。
市	<ul style="list-style-type: none"> 目指す環境の姿を実現するために、基本となる施策を着実に実施する。 市民・事業者・環境サポーターによる自主的かつ協働による取り組みを積極的に支援する。特に、地域づくり活動や学校での取り組みを支援する。 環境の保全・創造のため、積極的に情報を提供する。 消費者、事業者の立場から、環境の保全・創造に関する取り組みを率先して実行する。

4 SDGs への対応

SDGs は、平成 27 年(2015 年)9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された国際目標で、17 の目標と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」です。

持続可能な開発は、将来の世代が受ける恩恵を損なわずに、現世代のニーズを充足する開発と定義されています。



【持続可能な開発】

目標 1:あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

目標 2: 飢餓を終わらせ、食料の安定確保及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

目標 3:あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

目標 4:すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

目標 5:ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

目標 6:すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する

目標 7:すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する

目標 8:包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する

目標 9: 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

目標 10: 国内及び国家間の不平等を是正する

目標 11: 都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする

目標 12: 持続可能な消費と生産のパターンを確保する

目標 13: 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る

目標 14: 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する

目標 15: 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る

目標 16: 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で責任のある包摂的な制度を構築する

目標 17: 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

本市における環境基本計画では、17の目標のうち、次の12の目標に関わる施策に取り組んでいきます。



第3章 施策の推進

1 施策の体系

本計画に掲げた4つの目標、11の施策の方針、26の基本施策の体系で推進します。

	4つの目標	施策の方針	基本施策
【目指す環境の姿】 豊かな自然と住みやすい環境を未来につなぐまち いとしま	1. 地球環境にやさしい生活を実践する 第2次糸島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）   	1. 再生可能エネルギーの普及推進 2. 低炭素型都市基盤の整備及び保全	1. 再生可能エネルギーの推進 1. 省エネルギースタイル・ビジネススタイルへの転換 2. 交通における省エネルギー対策の推進 3. 緑化事業の推進
	2. 豊かな自然を守り育てる 糸島市生物多様性地域戦略   	1. 多様な自然環境の保全 2. 豊かな自然の再生 3. 生物多様性の保全	1. 海岸・松林の保全 2. 森林の保全 3. 河川・ため池の保全 4. 農地・里山の保全 1. 河川・ため池の水質の改善 2. 森林・農地・里山の再生 1. 希少な動植物の保護・保全 2. 外来生物の対策
	3. 快適で住みやすい生活環境をつくる    	1. 地域美化の推進 2. 生活環境の保全 3. 循環型社会の形成	1. 不法投棄対策 2. ペットの適正な飼育と管理 3. あき地・空き家などの管理対策 4. 協働による地域美化の推進 1. 大気保全 2. 騒音・振動・悪臭対策 3. 自然災害時の生活ごみ及び災害廃棄物の処理対策 1. ごみの減量(Reduce) 2. 再利用(Reuse)・再資源化(Recycle)の推進 3. 3R・廃棄物の適正処理の推進
	4. 協働で環境づくりに取り組む  	1. 協働の仕組みづくり 2. 環境情報の共有 3. 人材の育成と活用	1. 環境保全活動への参加の仕組みづくり 1. 環境情報の整備・発信 1. 環境サポーターの育成・支援 2. 未来を担う子どもたちの育成

2 目標別の施策展開

目標 1

地球環境にやさしい生活を実践する

第2次糸島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）

地球温暖化をはじめとする環境問題は、国を主体として国際的な取り組みが必要とされるものです。また、国際的な目標を達成するためには、すべての国民が日常の生活や事業活動の中で、地球にやさしい取り組みを実践していくことが重要です。そのために、市民一人ひとりが、地球環境問題の解決に向けた貢献を実感できる取り組みの策定を目指します。

※目標1は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。)に基づき、第2次糸島市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)を策定します。

第2次糸島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）

1. 計画策定の背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化による気候変動は、その影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているほか、我が国においても平均気温の上昇、真夏日・熱帯夜の増加、台風、集中豪雨、ゲリラ豪雨の多発等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。

地球温暖化対策推進法第1条において規定されているとおり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準で大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することは人類共通の課題とされています。

2015年(平成27年)3月には、国の中央環境審議会において、幅広い分野の専門家により評価が行われ、「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について」が取りまとめられました。この中で、我が国において重大性が特に大きく、緊急性も高いことに加え、確信度も高いと評価された事項は、水稲、果樹、病害虫・雑草、洪水、高潮・高波、熱中症等でした。

こうした評価を背景に、政府は、2015年(平成27年)11月に「気候変動の影響への適応計画」を閣議決定しました。本計画では、気候変動の影響に対処を進めるため、適応策の推進を通じて当該影響による国民の生命、財産及び生活、経済、自然環境等への被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指すこととしています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年(平成27年)11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、「気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、先進国と途上国という二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。この「パリ協定」の採択により、5年ごとに世界全体の実施状況を確認する仕組み等、全ての国が参加する地球温暖化対策が動き始めました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

政府は、平成27年7月に開催した地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガス削減目標を、2013年度比で26.0%減(2005年度比で25.4%減)とする「日本の約束草案」を決定し、同日付で国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。

また、同年12月のパリ協定の採択を受け、政府は同年12月に開催した地球温暖化対策推進本部において「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」を決定し、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための「地球温暖化対策計画」を策定することとしました。

地球温暖化対策計画は、地球温暖化対策推進法第8条に基づいて策定する、我が国唯一の地球温暖化に関する総合的な計画です。この中では、温室効果ガスの排出抑制及び吸収の量の目標や、国、地方公共団体、事業者及び国民が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国や地方公共団体が講ずべき施策等について記載されています。

2. 計画の目的

近年、地球温暖化の進行による影響と考えられる気候変動や自然災害など様々な問題が顕在化しており、今後これらによるリスクを軽減するために一人ひとりの取り組みがますます重要になります。

このため、本市においても、市民、事業者、市が協働して地球温暖化対策を計画的に推進し、本市域から排出される温室効果ガスの削減に取り組む必要があります。

本章は、地球温暖化対策推進法第19条第2項に基づく計画であり、本市域から排出される温室効果ガスを削減するための総合的な計画として、温室効果ガス排出量の現状や削減目標を示すとともに、再生可能エネルギーの普及推進や低炭素型都市基盤の整備及び保全を柱とした市の取り組む施策を明らかにします。(区域施策編)

また、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、糸島市が実施している事務及び事業に関し、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取り組みを推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。(事務事業編)

3. 計画の期間

区域施策編及び事務事業編の計画期間は、令和3年度から令和12年度までとします。
なお、社会情勢等の変化に対応するため、概ね5年ごとに本計画の見直しを行います。

4. 計画の対象

(1) 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法に規定された温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン類(ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素(平成27(2015)年4月1日から対象))の7種類となっています。

温室効果ガスの排出量の算定にあたっては、環境省が策定した「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル」(平成29(2017)年3月)に基づきますが、マニュアルには、すべての温室効果ガスを算定対象とする必要はなく、地方公共団体の規模に応じて、把握が望まれる対象部門・分野が示されています。

本市の区域施策編及び事務事業編においては、エネルギー起源及び廃棄物の焼却により発生する二酸化炭素(CO₂)排出量を算定の対象とします。

(2) 対象とする分野(範囲)

区域施策編では、産業部門(製造業、建設業、鉱業、農林水産業)、家庭部門、業務部門、運輸部門(自動車、鉄道、船舶)、廃棄物部門を対象とします。

事務事業編の対象範囲は、糸島市の全ての事務・事業とします。

	対 象	分野(範囲)
区域施策編	糸島市全域(市民・事業者・糸島市)	産業部門・家庭部門・業務部門・運輸部門・廃棄物部門
事務事業編	糸島市が実施している事務及び事業	市庁舎及び学校等公共施設

5 本市の現状

(1) 温室効果ガス排出量の推移

糸島市のCO₂の排出状況は、環境省の「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定支援サイト」の部門別CO₂排出量の現況推計により算定しました。本市における平成29(2017)年度のCO₂の総排出量は、546千トンとなっています。(区域施策編)

糸島市の事務・事業に伴うCO₂排出量は、基準年度である2019年度において、18,396トンとなっています。(事務事業編)

また、エネルギー種別では、電気が全体の60.99%を占め、次いで石炭コークス31.93%、灯油4.49%、石油ガス2.12%、A重油0.44%、軽油0.03%となっています。(事務事業編)

【温室効果ガス排出量推移：区域施策編】

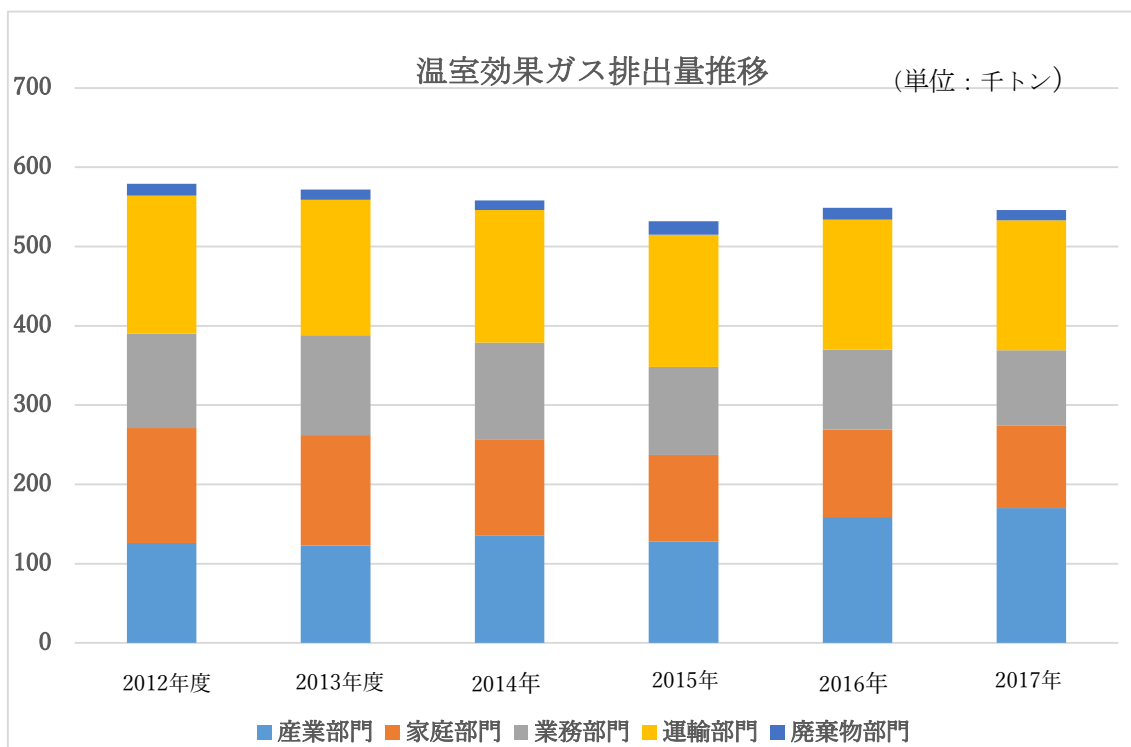
(単位：千トン)

年度 部門	2012 (平成 24)	2013 (平成 25)	2014 (平成 26)	2015 (平成 27)	2016 (平成 28)	2017 (平成 29)
産業部門	126	123	136	128	159	170
家庭部門	145	139	121	109	110	104
業務部門	119	126	122	111	101	95
運輸部門	174	171	167	167	164	164
廃棄物 部門	15	13	12	17	15	13
合 計	579	573	558	532	550	546

※小数点以下を四捨五入しているため、小数及び合計が各欄の合計と合致しない箇所があります。

(環境省：地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトより)

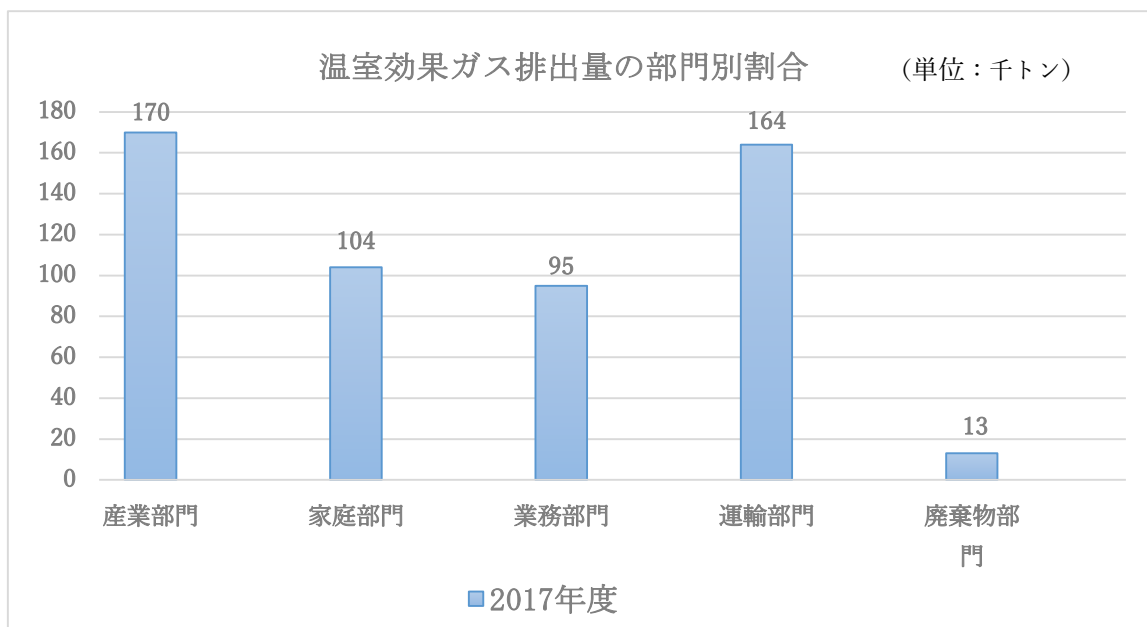
【温室効果ガス排出量推移:区域施策編】



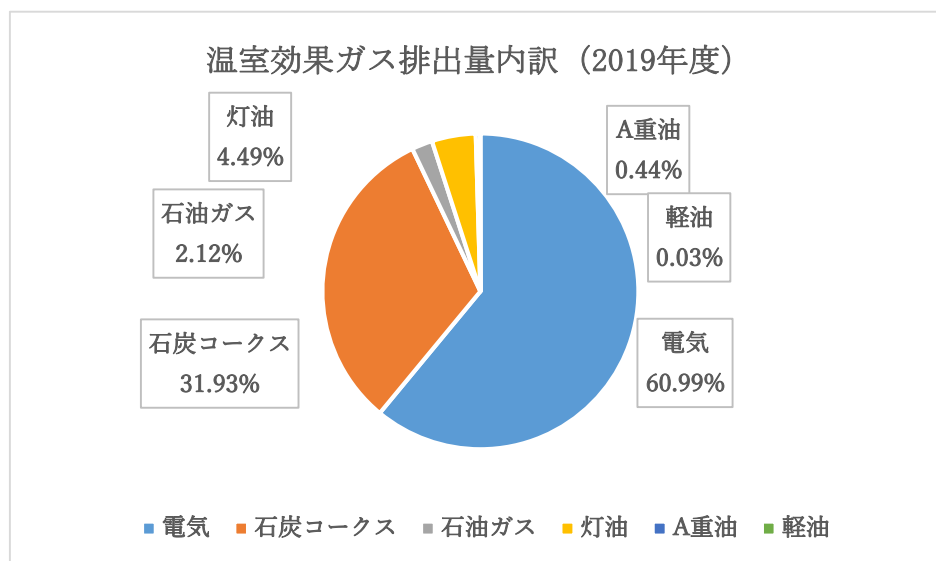
(2) 温室効果ガス排出量の部門別割合

2017年度のCO₂排出量について、部門別では産業部門が最も多く31.1%を占め、次いで運輸部門が30%、家庭部門が19.1%、業務部門が17.4%、廃棄物部門が2.4%になっています。

【温室効果ガス排出量の部門別割合:区域施策編】



【温室効果ガス排出量内訳：事務事業編】



6 温室効果ガスの削減目標

(1) 温室効果ガス削減目標の考え方

国は、COP21で採択されたパリ協定などを踏まえ、2016（平成28年）年5月に、「地球温暖化対策計画」を策定しており、この中で中期目標として、温室効果ガスの排出量を2030年度までに2013年度比で26%削減することを目指しています。

本市においても、基準年度、目標年度及び削減目標について、国との整合を図り、「温室効果ガスの排出量を2030年度（令和12年度）までに2013年度（平成25年度）比で26%削減する」ことを目標とします。（区域施策編・事務事業編）※事務事業編は、基準年度は、2019年度とします。

【温室効果ガス削減目標：区域施策編】

（単位：千トン）

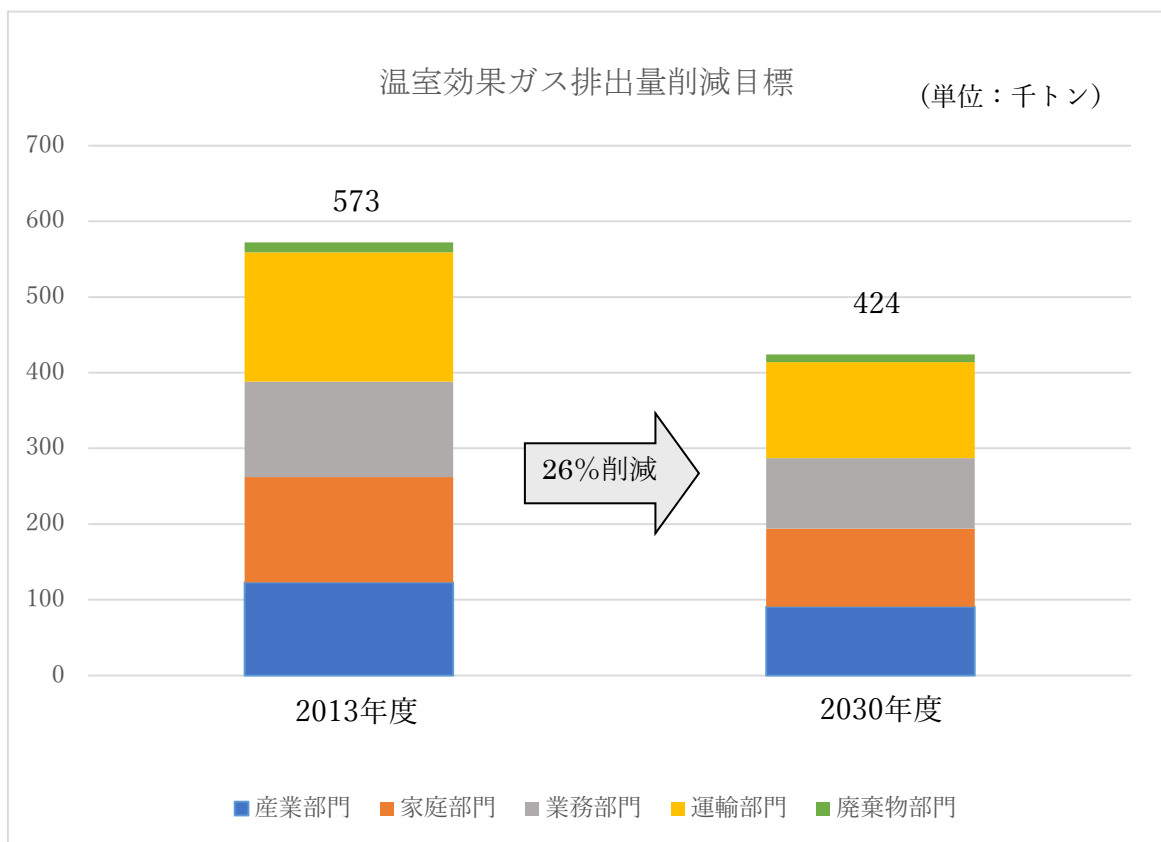
	基準年度(2013年度)	目標年度(2030年度)
区域施策編	573	424

【温室効果ガス削減目標：事務事業編】

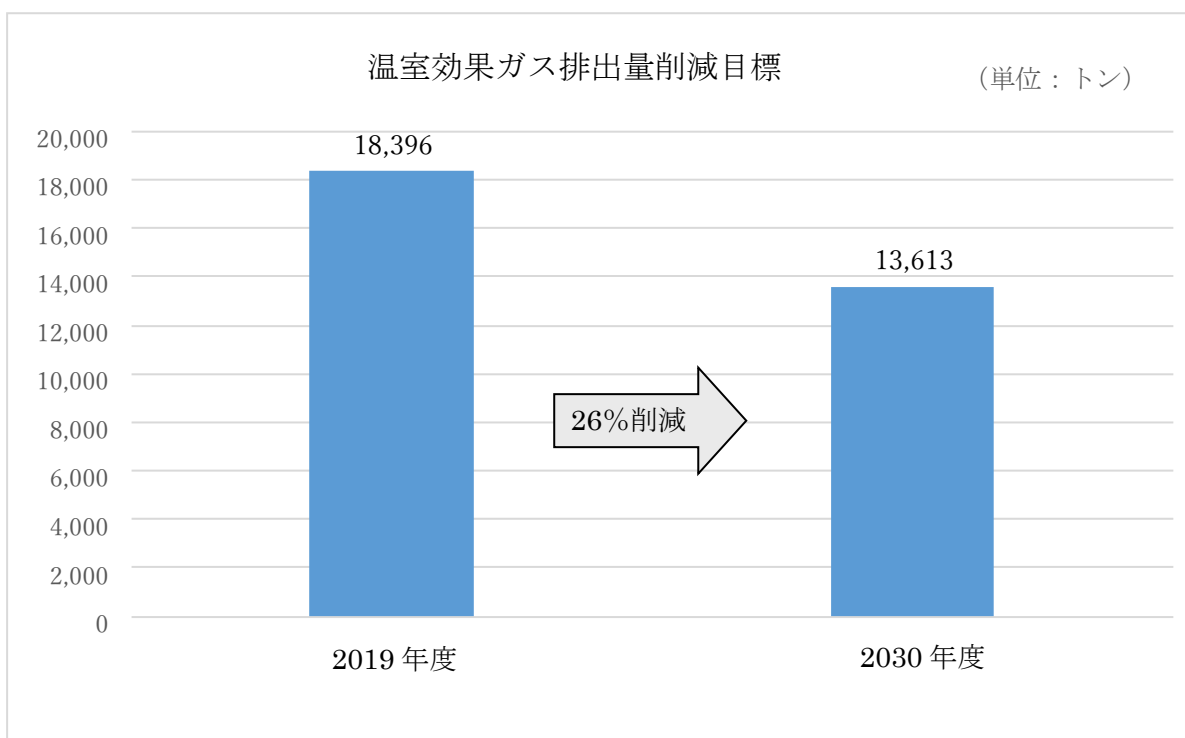
（単位：トン）

	基準年度(2019年度)	目標年度(2030年度)
事務事業編	18,396	13,613

【温室効果ガス排出量削減目標：区域施策編】



【温室効果ガス削減量削減目標：事務事業編】



7 目標実現のための取り組み（区域施策編）

温室効果ガス排出量の削減目標を達成するために、次の項目を柱として、取り組みます。

- (1) 再生可能エネルギーの推進
- (2) 低炭素型都市基盤の整備及び保全

施策の方針 1-1

○再生可能エネルギーの普及推進

自然豊かな糸島市を次代に引き継ぐとともに、再生可能なエネルギーを普及させ、環境への負荷をかけないまちづくりを実現するために、以下の基本施策を展開します。

基本施策 1-1-1: 再生可能エネルギーの推進

施策の方針 1-2

○低炭素型都市基盤の整備及び保全

エネルギーの浪費をおさえ、低炭素のまちづくり(低炭素社会)を実現するために、以下の基本施策を展開します。

基本施策 1-2-1: 省エネルギースタイル・ビジネススタイルへの転換

基本施策 1-2-2: 交通における省エネルギー対策の推進

基本施策 1-2-3: 緑化事業の推進

1-1 再生可能エネルギーの普及推進

地球温暖化の要因となる温室効果ガスの排出は、石油や石炭、天然ガスなど化石燃料の燃焼によるものが大きなウエイトを占め、化石燃料に頼らないクリーンエネルギーの利活用が不可欠となります。

地域の特性に応じた太陽光、風力、水力、地中熱、バイオマスなど多様な再生可能エネルギー源を活用することで、エネルギーの地産地消・自給自足を構築します。

基本施策 1-1-1 …再生可能エネルギーの推進

◎課題

- 地域資源を活用した再生可能エネルギー導入を積極的に行い、温室効果ガス排出の効果的削減に向けたエネルギーの省エネ対策、再生可能エネルギー等の多様なエネルギーの確保が必要です。
- 市の公共施設において再生可能エネルギー設備や機器の率先導入を行い、市民や事業者に対する啓発やエネルギー自給率の向上が求められています。
- 地球温暖化による気候変動により起こる災害などによる停電時にも利用可能な再生可能エネルギーやコージェネレーション等自立・分散型システムの防災拠点等への普及が重要となります。
- これからの普及が期待される新たな再生可能エネルギーの導入促進に向けた情報収集や関係機関との連携により、市の特性に応じた具体的な取り組みを検討する必要があります。

◎主な取り組み

- 国や県の補助事業を積極的に活用し、公共施設への太陽光発電設備等を率先導入し、啓発効果を高めて、住宅への導入に繋げていきます。
- 再生可能エネルギー推進基金を財源とし、住宅用太陽光発電設備や家庭用燃料電池設備(エネファーム)を新設する市民への助成を行い、設備の導入を促進します。
- 公共・新築建築物において、高効率な設備システムの導入や再生可能エネルギーの活用により、エネルギー使用量を実質ゼロにするZEBの普及推進を行います。
- 本市の再生可能エネルギー利用推進の象徴として、新庁舎におけるZEBの実現を目指します。市民が集まる場所であり、防災の拠点でもある庁舎において、地中熱・太陽光発電利用によるエネルギーの自給自足を推進します。
- 県や九州大学などの関係機関と連携し、今後の普及が期待される新たな再生可能エネルギーに関する情報の共有、普及啓発、調査研究に努めます。
- バイオマス活用推進計画に基づいて、豊富なバイオマス資源を利用した再生可能エネルギーの創出と地域経済の活性化を支援します。
- 創エネフォーラムとの協働により「創エネ見聞ツアー」を実施し、自然エネルギーの活用を普及啓発します。

1-2 低炭素型都市基盤の整備及び保全

私たちのこれまでの生活様式や事業活動等を見直し、温室効果ガスの削減に繋がる省エネルギー型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を進めます。

また、低炭素社会の実現を目指して、二酸化炭素の吸収源となる森林や身近な緑地を適正管理し、地域の緑化を推進します。

基本施策 1-2-1 ……省エネルギースタイル・ビジネススタイルへの転換

◎課題

- 家庭では、電気・ガス・水道等の使用量の削減につながる取り組みへの支援やLED照明、家庭用燃料電池等の省エネルギー機器の導入等を促進することが必要です。
- 事業所では、電気・ガス・自動車燃料使用量等の削減に取り組む活動を支援し、省エネルギー設備等の普及を促進し、温室効果ガスを効果的に削減することが必要です。
- 家庭や事業所においては、エネルギーの使用状況を見える化し、排出する温室効果ガス排出量を把握し、効率的な利用を普及促進することが重要となります。
- 農林水産業では、再生可能エネルギーの活用や省エネルギー型設備の導入、環境負荷低減に資する農林水産物の地産地消の取り組みが必要です。

◎主な取り組み

- 市民や事業者に対して、節電、節水、グリーン購入、省エネルギー設備などの省エネルギー対策に関する啓発、情報提供を行い、環境配慮型ライフスタイルへの転換を促します。

- 住宅の断熱性能の向上や高効率な設備システムの導入、再生可能エネルギーの活用により、エネルギー使用量を実質ゼロにするZEHの普及啓発を行います。
- 市民や事業者に対し、エコファミリーやエコ事業所への登録を推進するとともに、「ふくおかエコライフ応援サイト(福岡県ホームページ)」を利用して、市民や事業者が温室効果ガス排出量の把握、評価、見直しを行うことにより、省エネ行動を促します。
- 県地球温暖化防止活動推進センターや県地球温暖化防止活動推進員と連携して、「環境家計簿」の普及や省エネルギーや温室効果ガス排出削減に関する普及・啓発を行います。

基本施策 1-2-2 ……交通における省エネルギー対策の推進

◎課題

- エコドライブの普及啓発や次世代自動車や低燃費車・低公害車の普及促進を図り、環境への負荷の低減に資する自動車への乗り換えにより、温室効果ガス排出削減の取り組みが必要です。
- 公共交通機関の利用を促進し、マイカー利用の抑制と自転車を利用するための環境の整備が必要です。

◎主な取り組み

- 市民や事業者に対して、エコドライブの普及啓発や次世代自動車や低燃費車・低公害車など環境負荷低減に資する自動車を推進し、温室効果ガス排出削減と健康増進につなげます。
- 温室効果ガス排出抑制と公共交通機関の利用促進を図るために、「ノーマイカーデー運動」を進めます。
- フードマイレージ(食糧の輸送に伴い発生する温室効果ガス排出量の指標)を減らすために、環境負荷低減に資する農林水産物の地産地消を推進します。
- 市役所公用車の更新時には、次世代自動車や低燃費・低公害車など環境負荷低減に資する自動車の導入に努めるとともに、交通に関する省エネルギー対策を率先して進めます。
- 公共交通体系の整備を行い、バスの利用促進や健康的で環境にやさしい自転車の利用を促進します。

基本施策 1-2-3 ……緑化事業の推進

◎課題

- 森林の持つ公益的機能を持続するためには、間伐等による森林の整備、森林づくり活動への支援や担い手の育成が必要です。
- まちの緑の空間を創造するために、公共施設を率先して緑化することで、地域の緑化を推進し、温室効果ガス吸収源に対する対策を強化していくことが重要となります。

◎主な取り組み

- 農力を育む基本計画や森林整備計画に基づいて、緑の保全・育成の取り組みを進めます。
- 多面的機能を持つ農地や森林の保全のための取り組みを支援し、温室効果ガス吸収源となる緑地空間を創出し、まちの緑の保全に努めます。

○間伐、伐採、植林などの森林の持つ公益的機能を持続するための取り組みを支援し、生態系の基盤や水源、温室効果ガス吸収源となる森林の保全に努めます。

○市民や環境サポーターなどと協働し、植林や美化の取り組みをとおして森林の育成・適正管理を進めます。

【目標別の計画指標及び数値目標（区域施策編）】

「7 目標実現のための取り組み（区域施策編）」を達成するための「部門別削減目標」と「計画指標」を示します。

温室効果ガスの部門別排出量（基準年度：2013年度）では運輸部門が最も多く29.9%を占め、次いで家庭部門が24.3%、業務部門が22.0%、産業部門が21.5%、廃棄物部門が2.3%になっています。

【部門別削減目標】

部門別	基準値 (2013年度) (千トン)	温室効果ガス 排出量割合 (%)	現状値 (2017年度) (千トン)	目標値 (2030年度) (千トン)	削減効果 (%)
①産業部門	123	21.5	170	110	-11
②運輸部門	171	29.9	164	111	-35
③業務部門	126	22.0	95	94	-25
④家庭部門	139	24.3	104	97	-30
⑤廃棄物部門	13	2.3	13	12	-8
合計	573	100	546	424	-26

【計画指標】

計画指標	基準値 (2013年度)	現状 (2019年度)	中間年度 (2025年度)	目標値 (2030年度)
公共施設への再エネ設備導入施設数(施設)	10	21	25	29
電力使用量(万 kWh)	4億 1,406	3億 6,165	3億 3,000	3億 1,000
住宅用太陽光発電買取件数(件)	2,324	4,020	4,900	5,500

事業用太陽光発電設備導入件数(件)	7	16	25	30
家庭用燃料電池設置台数(台)	159	269	360	400
事業用燃料電池設置台数(台)	0	0	3	5
小水力発電設置箇所数(箇所)	4	5	6	8

①産業部門

産業部門の温室効果ガスの排出量は増加傾向にあり、全体の 21.5%を占めています。主として、省エネルギー型設備の導入や再生可能エネルギーの活用により、基準値の 11%の削減を目標値とします。

②運輸部門

運輸部門の温室効果ガスの排出量は、近年横ばいの状況で、全体の 29.9%を占めています。主として、エコドライブの普及啓発や次世代自動車や低燃費車・低公害車など環境負荷低減に資する自動車を推進し、基準値の 35%の削減を目標値とします。

③業務部門

業務部門の温室効果ガスの排出量は、近年減少傾向にあり、全体の 22%を占めており、家庭部門と同様に、今後最も対策を進めるべき部門となっています。主として、事業所における高効率な省エネルギー機器等の普及を促進し、基準値の 25%の削減を目標値とします。

④家庭部門

家庭部門の温室効果ガスの排出量は、近年減少傾向にあり、全体の 24.3%を占めています。主として、省エネルギー機器の導入や省エネルギー型ライフスタイルへの転換を図り、基準値の 30%の削減を目標値とします。

⑤廃棄物部門

廃棄物部門の温室効果ガスの排出量は、近年横ばいの状況で、全体の 2.3%占めています。主として、産業部門・家庭部門・業務部門における省資源、リサイクルに心掛け、廃棄物の発生を抑制する取り組みを推進し、基準値の 8%の削減を目標値とします。

7 目標実現のための取り組み（事務事業編）

温室効果ガスの排出要因である、電気・石炭コークス・灯油・重油等の燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

- (1) 新庁舎における自然エネルギーの活用
- (2) 再生可能エネルギー等の導入
- (3) 省エネルギー機器・設備の導入
- (4) グリーン購入・グリーン契約等の推進
- (5) 職員の日常の取り組み
- (6) 廃棄物対策の取り組み（3Rの積極的な推進）

(1) 新庁舎における自然エネルギーの活用

新庁舎におけるZEB化により、地中熱・太陽光等の自然エネルギー活用によるエネルギー消費量の削減を実現します。

- 地中熱や太陽光発電等の自然エネルギーについて、導入の可能性を調査し、積極的に活用します。
- 自然採光・自然換気システムを採用し、エネルギー効率の高い照明や空調システム等の整備を行い、エネルギー消費量を削減します。
- 雨水の利用や排水の再利用により節水を図ります。
- 少ない環境負荷で製造・使用・リサイクルまたは廃棄できるリサイクル材等のエコマテリアルを積極的に活用します。
- 庁舎周辺や敷地内の緑化により、温室効果ガス吸収源となる緑地空間を創出し、周辺環境の緑の保全に努めます。

(2) 再生可能エネルギー等の導入

太陽光発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

- 国等の補助事業を積極的に活用し、公共施設への太陽光発電設備等の導入を推進し、エネルギー自給率の向上を図ります。
- 地域の特性に応じた太陽光・風力・水力・地中熱・バイオマスなど多様な再生可能エネルギー源を活用することで、エネルギー消費量の削減を図ります。

(3) 省エネルギー機器・設備の導入

各施設における高効率なエネルギーシステムや省エネルギー機器の導入により、エネルギー消費量の削減に取り組みます。

- 省エネ診断等により、設備の運用改善や、高効率な設備への見直しを行い、省エネルギー対策を普及します。
- エネルギー使用状況を見える化し、照明・空調等の最適運転を促す、エネルギー管理システム等を導入します。

（４）グリーン購入・グリーン契約等の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(グリーン契約)」に基づく取り組みを推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- 製品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入するグリーン購入に関する普及啓発を進め、製品・商品等の調達に努めます。
- エコマーク商品やリサイクル商品を積極的に選択します。
- 用紙の節減に取り組み、省資源化に努めます。

（５）職員の日常の取り組み

職員への意識啓発を進め、節電等の取り組みを定着させます。

- 電力消費量が上がる夏季・雨季を中心に節電目標を定め、節電の認識を共有します。
- 不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- クールビズやウォームビズを励行し、空調は適正な設定温度を心掛けます。
- 移動の際には公共交通機関を積極的に利用します。また、公用車を利用する際は、できる限り相乗りし、運転に際してはエコドライブを実践します。
- 雨水や排水処理水を雑用水として、再利用します。

（６）廃棄物対策の取り組み（３Rの積極的な推進）

ごみ分別に対する意識をさらに高め、ごみの減量(Reduce)・再利用(Reuse)・再資源化(Recycle)を積極的に推進します。

- 使用済の用紙や封筒、ファイリング用品等について、適切に再利用する。
- 庁内向けの資料等は、庁内ネットを利用する等、コピーによる用紙の使用を極力少なくする。
- 資料等は、コンパクトにまとめるなど、配布資料を少なくする工夫をする。
- 庁内での情報交換を図り、使わない物品等を再利用する。
- プリンタのトナーやカートリッジを分別回収し、リサイクルする。
- 排出するごみの分別を行い、資源回収ボックス等を利用して、再資源化を促進する。
- ごみ処理施設(クリーンセンター)で処理する可燃ごみやリサイクルごみ、その他の不燃ごみの減量及び資源化率を高めるため、市民や事業者への啓発を強化する。

【目標別の計画指標及び数値目標（事務事業編）】

「7 目標実現のための取り組み(事務事業編)」を達成するための「エネルギー使用量削減目標」と「計画指標」を示します。

エネルギー使用量の種別では、電気が全体の60.99%を占め、次いで石炭コークス31.93%、灯油4.49%、石油ガス2.12%、A重油0.44%、軽油0.03%となっています。エネルギーの種別では電気と石炭コークスで9割以上を占めているため、この二つのエネルギー使用量を削減することが温室効果ガスを削減するうえで重要となります。

【エネルギー使用量削減目標】

(単位:熱量換算(GJ))

エネルギーの種類	基準値 (2019年度)	温室効果ガス排出割合 (%)	目標値 (2030年度)	削減効果 (%)
①電気	131,427	60.99	80,222	-39
②石炭コークス	68,796	31.93	64,668	-6
③灯油	9,677	4.49	9,096	-6
④石油ガス	4,572	2.12	4,480	-2
⑤A重油	938	0.44	919	-2
⑥軽油	75	0.03	73	-3
合計	215,485	100	159,458	-26

【計画指標】

計画指標	基準値 (2019年度)	目標値 (2030年度)	基準値 比削減量	削減効果 (%)
電力使用量 (千kWh) (市有公共建築物)	13,409	8,179	-5,230	-39
クリーンセンターの 燃料使用量 (t)	2,340	2,199	-141	-6
クリーンセンターへ のごみ搬入量 (t)	32,124	30,196	-1,928	-6
古紙 (庁内) リサイクル量 (kg)	21,960	23,277	1,317	-6
公共施設への再エネ 設備導入施設数	21	29	8	—

※計画指標:「設備等エネルギー消費量」の削減

①電気

庁内全体の温室効果ガス排出量の6割以上を占めています。新庁舎のZEB化や各施設における太陽光発電等の積極的な導入、高効率なエネルギーシステムや省エネルギー機器の導入等により、基準値から39%の削減を目標値とします。

②石炭コークス

庁内全体の温室効果ガス排出量の3割以上を占め、ごみ処理施設(クリーンセンター)における施設稼働のための燃料使用がすべてを占めています。ごみ処理施設へのごみの搬入量の削減及び再資源化を推進することにより、基準値の6%の削減を目標値とします。

③灯油

温室効果ガスの排出量の割合は、ごみ処理施設(クリーンセンター)における施設稼働のための燃料使用が73.9%、火葬場(斎場)が17.8%、小・中学校が8.3%を占めています。

主にクリーンセンターへのごみの搬入量を削減及び再資源化を推進することにより、基準値の6%の削減を目標値とします。

④石油ガス

温室効果ガス排出量の割合は、小・中学校におけるエネルギーの使用が83.3%を占めており、その他関連施設からの排出が16.7%になります。主として、設備の運用改善等による省エネルギー対策により、基準値の2%の削減を目標値とします。

⑤A重油

温室効果ガスの排出量の割合は、本庁舎の使用が41.7%を占めており、その他関連施設からの排出が58.3%になります。設備の運用改善等による省エネルギー対策により基準値の2%の削減を目標値とします。

⑥軽油

庁内全体の温室効果ガス排出量のすべてをごみ処理施設(クリーンセンター)が占めており、設備の運用改善等による省エネルギー対策により基準値の3%の削減を目標値とします。



目標2

豊かな自然を守り育てる

糸島市生物多様性地域戦略

地球上の生きものは40億年をかけ、さまざまな環境に適応して進化し、未知のものを含め約3,000万種と推定される生きものたちが生息しています。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接的、間接的に支えあって生きています。

生物多様性とは、動物や植物、昆虫など、現在まで進化を続けてきた多様な生きものたちが、他の生きものと相互につながりを持ちながら生きていることをいいます。

現在、市では農地・里山や森林の荒廃、保全不足、宅地の開発などによる自然の減少により、生物の多様性が失われつつあります。このため、生物多様性の確保と保全が必要です。

そこで、豊かな自然や田園風景、その中で息づく多様な生物と豊かな生態系が形成された環境を大切な財産と認識して、生物多様性に配慮した自然環境の保全育成を目指します。

糸島市生物多様性地域戦略

1 計画策定の背景

生物多様性がもたらす恵みは、生きるために必要な大気や水、農産物や海産物の恵みなど多岐にわたっており、私たちが生きていくために欠かせません。多様な生きものの恵みによって成り立っている豊かな生活を次の世代に引き継ぐためには、現状の保全と、持続可能なかたちでこれを利用していける適切な社会・経済的な仕組みを創り出すことが必要です。

しかし近年、私たち人間活動の影響により、多くの種が絶滅、または絶滅の危機に瀕しています。その絶滅スピードは、自然現象などの影響により大規模な絶滅を繰り返した過去のものをはるかに上回っており、現在、1年間に4万種もの生きものが絶滅していると言われています。このまま生物多様性が損なわれ続ければ、私たちが受ける恵みも低下し、ひいては私たち人類も存亡の危機に直面することとなります。

以上のような生物多様性の危機を背景に、1992年に「生物多様性条約」が採択され、日本は翌年に同条約を締結しました。また、「生物多様性条約」を締結したことに伴い、1995年に「生物多様性国家戦略」を策定し、さらに2008年に制定した「生物多様性基本法」第13条において、地方自治体が生物多様性地域戦略を策定することを努力義務としました。本戦略はこの規定に基づいて策定したものです。

現在、本市でも多数の希少種が絶滅の危機に瀕しており、また、私たちの生活や活動がその一因となっていることから、生物多様性の保全に関する施策の推進が課題となっています。

2 現在までの国の動向

- 1992(平成4)年 環境と開発に関する国際連合会議にて「生物多様性条約」が採択される。
- 1993(平成5)年 「生物多様性条約」を締結し、世界で18番目の締約国となる。また、同年、環境保全施策の基本的事項を定めた「環境基本法」を制定した。
- 1994(平成6)年 「環境基本法」に基づく「環境基本計画」が策定される。この計画の策定によって、循環、共生、参加、及び国際的取組が実現される社会の構築を長期的な目標として掲げ、さまざまな取り組みが進められた。
- 1995(平成7)年 地球環境保全に関する関係閣僚会議において「生物多様性国家戦略」が策定され、生物多様性の保全等の方針や、今後の施策の展開について示された。
- 2000(平成12)年 「第二次環境基本計画」が策定され、重点的・戦略的に取り組むものとして11の戦略的プログラムが提示された。その一つに生物多様性保全のための取り組みが掲げられた。
- 2002(平成14)年 「新・生物多様性国家戦略」が策定され、大きな柱として、自然再生などが掲げられた。また、生物多様性の保全に向け、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことが不可欠であるという認識のもと、「自然再生推進法」が制定された。
- 2006(平成18)年 「第三次環境基本計画」が策定された。環境と経済の好循環に加えて社会的な側面も一体的な向上を目指す、環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上など、今後の環境政策の展開の方向を明らかにした。
- 2007(平成19)年 「第三次生物多様性国家戦略」が策定された。この戦略では、生物多様性から見た国土の望ましい姿のイメージを、過去100年の間に破壊してきた国土の生態系を100年かけて回復する100年計画として提示。また、今回初めて、「生物多様性」の認知度を30%から50%以上とする、ラムサール条約湿地を10か所増やすなど、いくつかの数値目標を設定するとともに、実施省庁を明記した。
- 2008(平成20)年 「生物多様性基本法」が施行され、国家戦略が法定計画化された。また、都道府県や市町村における生物多様性地域戦略の策定が努力義務として位置付けられた。
- 2010(平成22)年 「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」にて、2020年までに生物多様性の損失を止めるための20の個別目標である「生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知目標」が採択された。この中で、2050年までの長期目標として自然と共生する世界の実現、2020年までの短期目標として生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施することを掲げた。
- 2012(平成24)年 「第四次環境基本計画」が策定された。また、愛知目標などを反映した「生物多様性国家戦略2012-2020」が策定され、目標年次を含めたわが国の国別目標(13目標)とその達成に向けた主要行動目標(48目標)を設定した。この国家戦略で2020年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性として「生物多様性を社会に浸透させる」など、5つの基本戦略を設定した。

2018(平成30)年 「第五次環境基本計画」が策定された。この計画では、SDGs(持続可能な開発目標)の考え方も活用しながら、分野横断的な6つの重点戦略を設定。環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の同時解決を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす新たな成長につなげていくこととしている。

3 計画の目的

環境基本計画の目標である「豊かな自然を守り育てる」を実現するために、現在の状況や生活を維持しつつ、将来にわたって継続的に生物多様性の恵みを楽しむような環境づくりを目的とします。

4 計画期間

計画期間は、令和3年度～令和12年度までの10年間とします。

また、本計画に掲げる目標の達成期間は原則5年間としますが、数値目標の進捗状況については1年ごとに点検、評価を行い、それに基づいて、5年後に見直していきます。

5 計画の対象範囲

本戦略の対象区域は本市全域とします。なお、必要と判断される場合は、都道府県や周辺自治体、国の機関と連携し、対象地域を拡大します。

6 本市の現状

糸島市は、福岡都市圏に位置しながらも、山・川・田園・海など豊かな自然環境に囲まれ、自然と共生した暮らしを営んできました。福岡県の希少野生生物(福岡県レッドデータブック 2011、2014)によると、本市には希少種として366種の動植物の生息が確認されています。

しかし、都市化の進展により、本市でも自然環境への負荷が増大し、豊かな自然や田園風景、その中で息づく多様な生物と豊かな生態系が徐々に損なわれつつあります。

このまま環境の保全がなされなければ、本市の豊かな自然は破壊され、私たちの生活にも多大な影響が及ぼされます。私たちには、恵まれた自然と良好な住環境の保全、自然環境の持続可能な利用にむけた取り組みを行い、生物多様性の豊かな恵みにより成り立っている生活を次代に引き継ぐ責務があります。

将来にわたって継続的に豊かな恵みを楽しむために、生物多様性に対する様々な危機を回避し、年々減少していく希少種の保護・保全を行い、健全な生態系を維持することが必要です。

7 目標

生物多様性の保全と、持続可能なかたちでこれを利用していける適切な社会・経済的な仕組みを創り出すため、市民一人ひとりが主体的に環境問題に取り組めるまちづくりを行うことを目標とします。

8 施策の方針と取り組み

施策の方針 2-1

○多様な自然環境の保全

糸島市がもつ山や川、田園、海、松林といった多様な自然環境を保全するため、以下の基本施策を展開します。

- 基本施策 2-1-1: 海岸・松林の保全
- 基本施策 2-1-2: 森林の保全
- 基本施策 2-1-3: 河川・ため池の保全
- 基本施策 2-1-4: 農地・里山の保全

施策の方針 2-2

○豊かな自然の再生

残された自然を保全するだけでなく、糸島市が本来もつ自然を積極的に再生するため、以下の基本施策を展開します。

- 基本施策 2-2-1: 河川・ため池の水質の改善
- 基本施策 2-2-2: 森林・農地・里山の再生

施策の方針 2-3

○生物多様性の保全

多様な自然に支えられた豊かな生態系を保全するために、以下の基本施策を展開します。

- 基本施策 2-3-1: 希少な動植物の保護・保全
- 基本施策 2-3-2: 外来生物の対策

2-1 多様な自然環境の保全

市街地を包むように広がる森林や海岸、松林、農地、河川などの多様な自然環境は、市民だけでなく、あらゆる人にとって貴重な資源です。また、災害の防止や水源の涵養、地球温暖化の防止、生き物を育む生息環境となるなど、潜在的・多面的な機能も有しています。そのため、人と自然が共生した個性ある豊かな自然を守り育てます。

基本施策 2-1-1 ……海岸・松林の保全

◎海岸の重要性

市域の糸島半島北部から佐賀県唐津市につながる海岸は、玄海国定公園に指定され、美しい自然景観を形成する重要な地域です。雷山川や長野川、一貴山川の河口には、干潟もあります。干潟は、水質を浄化し、魚介類を育て、水鳥のえさ場や休息の場所にもなるほか、「海のゆりかご」とも言われる多様な生物の宝庫となっています。

また、海岸線の一部には、砂浜や松林、海水浴場が点在するほか、二丈鹿家地区には全国でも数少ない鳴き砂の「姉子の浜」、志摩芥屋地区には玄武岩で形成された「芥屋大門」、志摩桜井地区には夫婦岩で知られる「二見ヶ浦」があり、多くの人を魅了しています。

しかし、近年では磯焼けが生じるなど海洋環境に異変が起きています。海水温度の上昇や陸域からもたらされる栄養分の減少など、さまざまな要因が考えられますが、明らかな原因究明が求められています。

◎課題

- 海岸や干潟に流れ着く大量の漂着ごみや不法投棄などへの対策が必要です。
- 海岸の浸食や塩害を防止する松林を守り育てる取り組みの継続が必要です。
- 海岸線の砂浜をはじめ、景勝地でもある「姉子の浜」、「芥屋大門」、「二見ヶ浦」などを守っていく仕組みが必要です。
- 私たちすべてが、海岸や干潟、松林の役割とその重要性を認識することが必要です。

◎主な取り組み

- 不法投棄防止のため市が行う環境パトロールによる監視体制を強化するほか、海岸地域の監視体制についての研究に努めます。
- 市民や事業者と連携して、海岸の浸食や塩害を防止する松林の保全・育成を進めます。
- 国や県、九州大学などの学術機関との連携により、松林の保全と病虫害の防除策などについての研究を進めます。
- 地域や環境サポーターなどとの協働により、海岸や景勝地などに流れ着く漂着ごみの回収に努めます。
- 海岸、干潟とのふれあいの機会、機能や必要性を学ぶ機会を提供し、情報の共有化や保全のための啓発を行います。
- 国や県、糸島漁業協同組合との連携により、磯焼け対策の研究に努めます。

基本施策 2-1-2 …森林の保全

◎森林の重要性

森林は、木材資源の生産の場としてだけでなく、生き物の生息環境、水源の涵養、災害の防止、気候の緩和機能、レクリエーション活動への利用など、多面的な大きな役割を担っています。

森林面積は、市域の約 47%を占め、前原・二丈地区の山間地や志摩地区の中山間地にまとまって広がっています。特に、市の南部に広がる森林地域は脊振雷山県立自然公園に指定されており、その中の井原山や雷山、羽金山、二丈岳などは雄大なスカイラインを形成し、市の景観を構成する重要な地域となっています。

また、市内の森林の多くは、人の手が加わりスギやヒノキの人工林となっていますが、森林の一部には、ブナ群落やクロマツ群落が残っており、動植物の生息・生育に欠かすことのできないものとなっています。

中でも、井原山中腹には、西日本一の規模といわれるオオキツネノカミソリ(7月開花)の群生地が、山頂付近には、コバノミツバツツジ(5月開花)の群生地があり、開花シーズンには、多くの登山者が訪れています。自然性の高い森林は、市の貴重な財産のひとつです。

◎課題

- 農林業者の高齢化や後継者の不足により荒廃が進んでいる森林への対策が必要です。
- 水源涵養に貢献する森林の育成が必要です。
- 森林への不法投棄防止対策が必要です。
- 私たちすべてが、森林の役割とその重要性を認識することが必要です。
- 希少動植物の保護と生息・生育環境の保全対策が必要です。

◎主な取り組み

- 九州大学などの学術機関、市民、環境サポーターなどとの協働により、植林や美化の取り組みをさらに進めます。
- 市が行う環境パトロールや森林パトロールにより山間地域の監視体制の強化に努めます。
- 緑とのふれあいの機会、機能や必要性を学ぶ機会を提供し、情報の共有化や森林保全のための啓発を行います。

基本施策 2-1-3 …河川・ため池の保全

◎河川・ため池の保全の重要性

市内には、脊振雷山山系から流れる河川と、志摩地区の可也山、火山、桜井地域の山間部などから流れる河川があります。また、農業用水用のため池も多く点在しています。これらの河川やため池は、肥沃な糸島平野をつくる重要なものです。

これらの河川、ため池は、飲料水や農業用水の水源として、私たちの生活に欠かせないものであり、水辺とふれあうことができる重要な地域でもあります。

さらに、一部の河川の河口付近には、絶滅が危惧されている希少な貝の生息も確認されています。

また、雷山川(泉川)の河口には、北部九州最大級の規模ともいわれる、市の花「ハマボウ」の群生地も広がっています。

市内の主な河川	瑞梅寺川、雷山川、長野川、一貴山川、加茂川、福吉川、初川、桜井川
市内の主なため池	雷山大ため池、牟田池、伏龍池、牧ノ浦ため池、矢田ため池

◎課題

○水や水辺とふれあうことができる河川やため池にしていくためには、より一層の水質の改善が必要です。

◎主な取り組み

- 水質改善を推進するため、市内の河川やため池などの水質調査を継続して取り組みます。
- 地域や環境サポーターなどとの協働により、美化の取り組みをさらに進めます。
- 九州大学などの学術機関と連携し、河川やため池の水質改善策についての調査・研究に努めます。
- 河川やため池とのふれあいの機会、機能や必要性を学ぶ機会を提供し、情報の共有化や保全のための啓発を行います。

基本施策 2-1-4 ……農地・里山の保全

◎農地・里山の重要性

市内に広がる農地や里山は、緑豊かな美しい自然景観を形成する重要な地域です。これらは、普段何気なく目にする生活の中で、遠くにある景観の要素として大きな役割を担っています。

特に、市の南部の脊振雷山山系や志摩地区の可也山、火山などの山々に連なる山麓地域から広がる田園地帯(糸島平野)は、市の風景を形成する重要な地域となっています。

市街地を取り巻くように広がる農地は、豊かな恵みを育むだけでなく、水源の涵養、身近な生態系の維持など多面的な機能があると同時に、私たちにとって、身近に自然とふれあうことのできる重要な地域です。

◎課題

- 農林業者の高齢化や後継者不足により荒廃が進んでいる農地・里山への対策が必要です。
- 水源涵養に貢献する農地の保全が必要です。
- 農地や里山への不法投棄防止対策が必要です。
- 私たちすべてが、農地・里山の役割とその重要性を認識することが必要です。
- 希少動植物の保護と生息・生育環境の保全対策が必要です。
- 都市、農山漁村等の良好な景観形成に関する施策が求められています。

◎主な取り組み

- 農力を育む基本計画に基づき保全の取り組みを進めます。
- 土地所有者の理解と協力を得ながら、多面的機能を持つ農地や里山の保全のための取り組みを支援し、保全に努めます。
- 農地・里山機能や必要性を学ぶ機会を提供し、情報の共有化や保全のための啓発を行います。
- 良好な景観の保全・形成を図るため、景観に関する市民の意識醸成に取り組みます。

2-2 豊かな自然の再生

豊かな自然環境を維持していくために、本来の豊かさを少しずつ失いつつある河川やため池の水質と農地・里山の再生を行います。

基本施策 2-2-1 ……河川・ため池の水質の改善

◎課題

- 調査年によっては、河川の下流域やため池の水質(BOD:生物化学的酸素要求量)が環境基準を上回っている箇所があります。
- 下水道未整備地域については、下水道の効率的かつ早期の整備を進めており、各地域に適した下水道整備の推進を図る必要があります。

◎主な取り組み

- 公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及をさらに進め、河川やため池などの水質向上に努めます。
- 生活排水による水質汚濁の防止に関して普及啓発を行います。
- 県や市民、学校、環境サポーターなどとの連携・協働により、水質や生物の調査を行い、水質を監視します。
- 水源涵養を担う森林の管理を充実し、河川やため池の水量確保に努めます。

基本施策 2-2-2 ……森林・農地・里山の再生

◎課題

- 耕作放棄により荒廃が進んでいる農地や里山、森林の管理が必要です。これまで、人の手を通じて形成・維持されてきた農地や里山、森林が、農林業者の高齢化や後継者不足によって管理が行き届かなくなり、竹林の繁茂、里山が持つ保水機能の低下、多様な生態系の喪失が進んでいます。
- 松枯れにより機能が低下している海岸林(防風保安林)を守り育てるために、市民と協働しながら、松林保全意識の向上と取り組みを行い、松林の持つ公益的機能を回復させることが必要です。
- 管理不足により荒廃した里山では、イノシシやサルなどの動物の餌となる下草や木の実などが十分に育たなくなり、動物は餌を求めて里地に下りてきて、農作物に被害を及ぼす状況が発生しています。

◎主な取り組み

- 間伐、伐採、植林などの森林維持に関する取り組みを支援し、生態系の基盤や水源、二酸化炭素吸収源となる森林の再生を図ります。
- 九州大学などの学術機関、環境サポーターなどと協働して、竹林被害の防止、竹の活用方法などの調査研究を行います。
- 福岡市と糸島市による鳥獣被害防止対策広域連絡協議会で、イノシシやアナグマ、カラス等の有害鳥獣による被害を防止するための対策を進めます。
- 環境サポーターなどとの協働による植生管理や活用を行い、多様な動植物の生息・生育環境づくりに努めます。
- 自然環境の保全に資する農業生産活動を支援し、環境保全型農業を推進します。
- 松林の保全に向けてアダプト制度の登録団体の拡大を図ります。

2-3 生物多様性の保全

生態系の保全や希少な動植物の保護、外来生物に対する侵入の防除等を行い、生物多様性の保全に向けた取り組みを行います。

基本施策 2-3-1 ……希少な動植物の保護・保全

◎課題

- 希少種の保護・保全のために、希少種の生息地域についての情報収集や、開発等において、生態系を破壊しないよう環境に配慮した環境対策を行うなど、希少動植物種の保護と生息・生育環境の保全対策が必要です。
- 現在、市民の生物多様性についての認知度や、自然についての学習の機会については十分とは言えないため、環境への啓発活動による生物多様性の認知度の向上や、次世代育成のための自然学習や体験の場を増やしていくことが必要です。
- 本市における希少種について、市民へ情報提供できるようなシステムを構築することが必要です。

◎主な取り組み

- 市民や環境サポーター、学校などとの協働により、希少動植物の生息状況の把握や生育環境の保全に努めます。
- 九州大学などの学術機関と連携して、希少動植物の生息状況についての研究に努めます。
- 出前講座の項目に生物多様性を追加し、認知度の向上・情報提供を行います。
- 広報等で生物多様性に関する記事を掲載し、本市の自然や現状をアピールします。
- 次世代育成の取り組みとして自然体験を増やし、自然観察会を開催します。
- 希少種の保全や生育状況の把握・維持のため、福岡県レッドデータブックや市民団体の情報などをもとに市内希少種の情報をホームページに掲載します。また、情報の更新を随時行っていきます。

基本施策 2-3-2 ……外来生物の対策

◎課題

○国外や国内の他の地域から、自然分布域(本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域)を超えて人の手によって意図的・非意図的に移入された動植物を外来生物といい、その中でも生態系などに被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして、外来生物法によって指定された外来生物を特定外来生物といいます。野外に放ったり、逃げ出した特定外来生物を放置したりすると、分布を拡大しながら在来種(その土地に元からいた生物)の生息・生育を脅かし、絶滅に追いこむ可能性があります。生態系は様々な生き物たちによって絶妙なバランスで保たれているため、特定の種が突然絶滅すると、生態系のバランスが崩れ、他の種にも悪影響を及ぼしてしまうことも危惧されます。

国の特定外来生物被害防止基本方針では、被害を及ぼしていたり、及ぼすおそれがあったりする特定外来生物については、必要に応じて防除を実施することとされています。本市でもオオキンケイギク、オオフサモ、ブラックバス、セアカゴケグモなどの特定外来生物が確認されており、今後深刻な被害を引き起こす可能性が高いと考えられるため、防除活動が必要です。

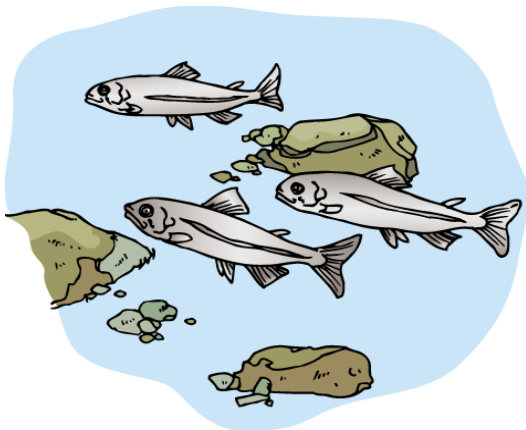
○外来生物の問題を知らない市民も多く、生物多様性や、外来生物などについて十分な理解を得られているとはいえないため、広く啓発していく必要があります。

◎主な取り組み

○外来生物の侵入状況や防除について、県の資料や、市民団体などの情報をもとに、広報等で啓発記事を掲載し、市民へ情報提供します。

○外来種の生き物をペットとして飼育している人、また、これから飼育しようとする人に対して、逃げないよう適正に管理すること、放棄しないことなどの周知啓発を行います。

○市内パトロール等を実施し、季節ごとの特定外来生物の侵入状況を把握します。



目標3

快適で住みやすい生活環境をつくる

【現状と課題】

日常的な暮らしや経済活動による都市生活型の公害が課題となっています。

また、大量生産、大量消費、大量廃棄という社会経済システムが起因し増加する廃棄物の排出量について、再資源化及び適正処理を促進し、削減していく必要があります。

これらを踏まえ、子どもから高齢者まで、いつまでも健康で暮らすことができる安全・安心な生活環境が保たれたまちを実現するために、快適で住みやすい生活環境をつくるまちを目指します。

施策の方針3-1

○地域美化の推進

地域の美化を推進し、安心して快適な生活環境を実現するために、以下の基本施策を展開します。

- 基本施策 3-1-1: 不法投棄対策
- 基本施策 3-1-2: ペットの適正な飼育と管理
- 基本施策 3-1-3: あき地・空き家などの管理対策
- 基本施策 3-1-4: 協働による地域美化の推進

施策の方針3-2

○生活環境の保全

公害や環境汚染による健康への影響を防止するとともに、災害に対応したごみ処理対策を構築して、命と健康が損なわれない安全な生活環境を維持するために、以下の基本施策を展開します。

- 基本施策 3-2-1: 大気の保全
- 基本施策 3-2-2: 騒音・振動・悪臭対策
- 基本施策 3-2-3: 自然災害時の生活ごみ及び災害廃棄物の処理対策

施策の方針3-3

○循環型社会の形成

持続可能な社会づくりを目指して、モノや資源が循環するまちづくり(循環型社会)を実現するために、以下の基本施策を展開します。

- 基本施策 3-3-1: ごみの減量(Reduce)
- 基本施策 3-3-2: 再利用(Reuse)・再資源化(Recycle)の推進
- 基本施策 3-3-3: 3R・廃棄物の適正処理の推進

3-1 地域美化の推進

不法投棄対策や空き地の管理対策、ペットのふん対策など、地域の美化に取り組み、美しいまちづくりを進めます。

基本施策 3-1-1 …不法投棄対策

◎課題

- 市内でも、山間地域や農地、海岸などでの不法投棄が後を絶ちません。
- 不法投棄が多い地域では、市が行う環境パトロールや森林パトロールによる巡回を行っていますが、地域での監視体制の確立や巡回の強化、関係機関(県や警察)との連携など、さらなる不法投棄対策が必要です。

◎主な取り組み

- 糸島市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例に基づき、不法投棄対策を強化します。
- 市が行う環境パトロールや森林パトロールによる山間地域の監視体制の強化に努めるほか、県の不法投棄マッピングシステムの活用や関係機関との連携などにより、頻繁に不法投棄が行われる地点を把握し、対策や回収を進めます。
- 市民や事業者、地域、環境サポーター、不法投棄監視ネットワーク(市内巡回監視協力事業所)などとの協働により、不法投棄監視に努めます。
- 不法投棄防止のために、広報やホームページ、チラシなどの媒体を利用して啓発を行います。

基本施策 3-1-2 …ペットの適正な飼育と管理

◎課題

- 近年、個人の動物に対する考え方の多様化が進み、その苦情内容も多様化しています。人と動物が共生する社会の実現のためにも、ペットの適正飼育や管理方法についての周知徹底や、動物の遺棄・虐待の防止が必要です。

◎主な取り組み

- ペットの適正飼育について、ふん尿の処理、鳴き声、多頭飼育に対する指導や終生飼育への呼び掛けなど、広報やホームページによる啓発や訪問指導を行います。
- 動物の遺棄・虐待防止対策として、県糸島保健福祉事務所やボランティア団体と連携して、広報やホームページなどによる啓発や、市民への啓発看板の交付、市内パトロールによる情報収集・監視を行います。
- 人と動物の共通感染症予防として、ペットとの過剰な接触は避ける、予防接種を徹底する、野生生物に触れない等、広報等による情報提供や啓発活動を行います。
- 福岡県動物愛護推進協議会糸島支部と連携し、しつけ教室の開催や啓発活動の実施などを行い、ペットの適正な飼育と管理の徹底を呼びかけます。

基本施策 3-1-3 …あき地・空き家などの管理対策

◎課題

- 市内には多くのあき地や空き家が点在し、その管理に関する苦情が年々増えています。
- 住宅地開発時に購入された土地や建物が、所有者の経済的事情や遠隔地居住などにより、利用されずに放置されています。
- 名義変更未登記や相続放棄などにより、あき地や空き家の所有者が判明しない事例があります。
- 家屋の解体には多額の費用がかかることや、住宅用地の特例措置により、住宅の敷地として利用されている土地は固定資産税が軽減されることから、空き家が解体されずに放置されたままとなっています。

◎主な取り組み

- 糸島市あき地等の管理及び環境保全に関する条例に基づき、あき地の雑草処理など、土地所有者による適正な管理の徹底をさらに進めます。
- あき地や空き家の所有者と民間業者との間での継続契約を推進し、これらの適正管理を図ります。
- あき地や空き家の適正管理の向上のために、広報やホームページなどの媒体を利用して周知啓発を行います。
- 空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、所有者への助言や指導、勧告などを行いながら、空き家の適正管理を進めます。

基本施策 3-1-4 …協働による地域美化の推進

◎課題

- 地域住民の高齢化により、美化活動の継続が難しい地域があります。
- 区域が広い行政区や農村地域の行政区などは、清掃範囲が広く、美化活動ができない一部地域があります。
- マナーの悪化に伴う道路やあき地へのポイ捨ても多く、地域環境を汚す原因となっています。
- 海や陸で捨てられたプラスチックごみが海へ流れ出し、世界的にも問題となっています。
- 市内の産業廃棄物処理場やその周辺の地域環境の保全に注意する必要があります。

◎主な取り組み

- 行政区を中心に、春・秋の年2回、環境美化行動月間を設け、市全体として美化活動に取り組みます。
- 地域の美化に取り組む場所や時期、役割分担などを明確にし、市民、事業者、地域、環境サポーターなどと協働した地域の環境美化活動の充実・活性化を推進します。
- 美化活動を推進するため、美化活動を行う団体や個人へ散乱ごみ指定袋を配布します。
- ボランティアにより回収された散乱ごみを環境パトロールで回収します。
- 公園や海岸、観光地などの利用者に対するごみの持ち帰り運動を進めます。

- 地域の美化やマナー向上ために、広報やホームページなどの媒体を利用して啓発を行います。
- 県筑紫保健福祉環境事務所と連携しながら、産業廃棄物処理場などの監視と指導を行います。

3-2 生活環境の保全

私たちの生活は、大気や水、音や振動、臭いなどの環境要素と密接な関わりがあります。また、科学技術の発展に伴い、事業活動やライフスタイルが大きく変わってきました。これらは、時として大気や水質の汚染、騒音、振動、悪臭など、人の健康や生活を損なう問題になるとともに、私たちが直面する環境リスクとして捉えられます。さらに、台風や地震、集中豪雨などの自然災害に伴い発生が予測される災害廃棄物や災害時の生活ごみなどの処理対策も必要です。これらの生活環境に関わる問題を発生させないためにも、安全な水の供給や大気環境の保全、災害発生時のごみ処理体制の整備などに取り組み、身近な生活環境の保全を進めます。

基本施策 3-2-1 ……大気の保全

◎課題

- 糸島市では、大規模な工業団地や交通渋滞箇所もなく、地域的な大気汚染は発生していません。しかし、糸島の豊かな自然から生み出されるきれいな空気を保つための取り組みが必要です。
- 糸島市には、県が設置した一般環境大気測定局があり、大気汚染状況の常時監視が行われています。全体としては緩やかな改善傾向にあります。光化学オキシダントや微小粒子状物質 PM2.5 は、県内すべての測定局で環境基準を超えている時期があることから、市民の健康被害を防止するための取り組みが必要です。
- 剪定くずや家庭ごみの野焼き、自家焼却に対する苦情が後を絶たないことから、継続的な指導や啓発を行う必要があります。
- 県内や市内の環境放射能の水準や空間放射線量率、市内に設置されたモニタリングポストのなどを、市民に知ってもらう取り組みが必要です。

◎主な取り組み

- 大気汚染状況などの継続的な調査結果を収集し、実態把握と情報提供に努めます。
- 野焼きや自家焼却の禁止を徹底するとともに、指導、啓発を積極的に行います。
- 市民の健康被害を防ぐために、光化学オキシダントや微小粒子状物質 PM2.5 に関する周知啓発を行います。
- 光化学オキシダント注意報や微小粒子状物質 PM2.5 の注意喚起が出されたときは、市民の健康被害を防ぐために、防災行政無線や防災メールなどにより、速やかに市民への周知を行います。
- 低燃費・低公害車の導入支援や公共交通機関の積極的な利用など、環境に配慮した行動の啓発を行います。
- 福岡県の「ふくおか放射線・放射能情報サイト」を、広報やホームページで紹介します。

基本施策 3-2-2 …騒音・振動・悪臭対策

◎課題

- 典型7公害(大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭)のうち、糸島市に委任された騒音・振動・悪臭については、市民の健康や生活環境に被害をもたらす事例は少ないものの、都市化により宅地が広がる中で、混住地域での畜産による悪臭や近隣騒音などの苦情が発生しています。
- 産業公害の発生源となるような工場や施設はありませんが、引き続き、関係法令に基づいた適切な監視が必要です。

◎主な取り組み

- 関係法令に基づき、騒音・振動・悪臭について適切に監視します。
- 農地への畜産たい肥散布に対する適正な使用方法を指導・啓発します。
- 九州大学などの学術機関と連携して、家畜ふん尿のバイオマス利活用の調査研究を進めます。
- 市民、事業者の誰もが住みやすい生活環境を目指すため、マナーや思いやりに関する意識啓発を行います。

基本施策 3-2-3 …自然災害時の生活ごみ及び災害廃棄物の処理対策

◎課題

- 台風や地震、集中豪雨などの自然災害により、大量発生が予測される災害廃棄物や災害時の生活ごみの処理対策が必要です。
- 自然災害に伴う災害廃棄物の発生場所や状況などの情報を速やかに把握する必要があります。

◎主な取り組み

- 自然災害が発生したときには、糸島市災害廃棄物処理計画に基づいて迅速に情報の収集を行い、災害廃棄物の処理を行います。
- 県や九州大学などの学術機関と連携し、自然災害時の生活ごみやし尿、災害廃棄物の対応について、調査研究を行います。

3-3 循環型社会の形成

市では、限りある資源を有効活用し、地球にやさしく環境負荷が小さいまちづくりを目指して、市民や地域が中心となつてごみの減量や資源化に取り組んでいます。これをさらに充実するために、「3R (Reduce:減らす/Reuse:再利用する/Recycle:再資源化する)」の取り組みをさらに進め、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量の削減を図ります。

基本施策3-3-1 …ごみの減量 (Reduce)

◎課題

- 市では、平成30年度からごみ搬入量が増加傾向になっており、ごみの減量対策が必要です。
- 平成30年度における1人1日当たりのごみ総排出量は、914g/人・日と、県平均946g/人・日、全国平均918g/人・日と比べて低いものの、さらなる減量が必要です。
- 家庭から排出される可燃ごみの約40%を占める生ごみを減量するため、食品ロスを削減する必要があります。
- 生ごみを減量するために、スーパーマーケットやコンビニエンスストア、飲食店などから排出される食品残渣の処理方法を研究する必要があります。
- 市民や事業者のごみ減量(Reduce)に対する意識をさらに高め、取り組みにつなげていくための対策が必要です。

◎主な取り組み

- 糸島市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に基づき、廃棄物(ごみ)の抑制と適正処理に努めるとともに、マイバッグ運動など、ごみ減量(Reduce)に関する啓発を行います。
- 一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの減量に向けた取り組みを実施します。
- 出前講座や各種イベントをとおして、ごみの減量に向けた啓発を積極的に行います。
- 生ごみのたい肥化を進めるために、段ボールコンポストの利用推進を図ります。
- 食品ロスを削減するため、関係機関との連携による調査・研究を進めるとともに、広報やホームページなどの媒体を利用して啓発を行います。
- 市内事業所を巡回して、ごみの減量、資源化に向けた啓発・指導を行います。

■ごみ搬入総量・資源化の状況(令和元年度)

ごみの種類	回収量(トン)	資源化量(トン)	資源化率(%)
可燃物	27,288	0	0
資源物	689	380	55.2
不燃物	1,352	341	25.2
粗大ごみ	2,844	284	10.0
その他	1,041	0	0
集団回収	1,550	1,550	100.0
合計	34,764	8,723	25.1
うちクリーンセンター分	33,214	7,173	21.6

※資源化量の合計には、スラグ・メタル・溶融飛灰の合計6,168トンを含む。

基本施策3-3-2 …再利用(Reuse)・再資源化(Recycle)の推進

◎課題

- 市では、クリーンセンター内での資源化处理、市内の資源回収団体が行う集団回収、校区単位の資源回収倉庫の設置などにより再利用(Reuse)、再資源化(Recycle)を進めていますが、より一層の充実と取り組みの強化が必要です。
- 平成30年度における市のリサイクル率は24.0%。県平均21.6%、全国平均19.9%と比べて高い状況にありますが、さらなるリサイクル率向上への取り組みが必要です。

◎主な取り組み

- 行政区内に資源物回収拠点を設置して集団回収に取り組み、再資源化(Recycle)の推進を図ります。
- 古紙(新聞、雑誌、段ボール、雑紙)のリサイクルを促進するため、地域の回収活動団体の支援を行います。
- 牛乳パックや白色トレーの回収ボックスを公共施設等に設置し再資源化(Recycle)を推進します。
- ごみの減量や資源化に取り組む民間、地域の団体の育成・支援を行います。
- クリーンセンターの見学会やごみの減量に関する出前講座を開催し、再利用(Reuse)、再資源化(Recycle)に関する啓発を行います。
- 間伐材や竹、剪定ごみなどのチップ化による燃料化やたい肥化など、再資源化の取り組みを推進します。
- 市民や環境サポーターなどと協働して、環境イベントやフリーマーケットを開催し、再利用(Reuse)、再資源化(Recycle)に対する意識を高め、ごみの減量をさらに進めます。
- 小売店が実施する店頭での資源物回収を促進するほか、簡易包装やレジ袋削減などの取り組みについて情報提供や啓発を行います。
- 市民や事業者などの自主的な取り組みを促進するため、広報やホームページなどの媒体を利用し、積極的に啓発を行います。

基本施策3-3-3 …3R・廃棄物の適正処理の推進

◎課題

- 一般家庭のごみは、3種類(もえるごみ・リサイクル・その他のもえないごみ)の分別で、ステーション収集を採用しています。今後もこの方式を継続していきますが、より一層のごみの減量(Reduce)、再利用(Reuse)、再資源化(Recycle)の推進に向けた取り組みや研究が必要です。
- ごみを適正に分別することにより、再資源化(Recycle)を推進する必要があります。

◎主な取り組み

- 県や学術機関、環境サポーター、ごみ収集業者などと協働して、ごみ収集・資源化の調査研究を進めます。
- 分別する品目や事業系ごみの資源回収など、資源化を推進するため、調査研究し、情報提供等を行います。
- クリーンセンターで処理するリサイクルごみやその他のもえないごみの減量及び資源化率を高めるため、市民や事業者への啓発を強化します。

目標4

協働で環境づくりに取り組む

【現状と課題】

地球温暖化、廃棄物問題、身近な自然の減少等、深刻化しつつある環境問題への対応は、私たちにとって緊急かつ重要な課題となっています。

こうした環境問題を解決の方向に進め、良好な自然環境を保全し、次代に引き継いでいかなければなりません。

本計画を推進していくためには、市だけではなく、市民、環境サポーター、事業者など協働して環境の保全・創造に取り組む必要があるため、協働で環境づくりに取り組むまちを目指します。

施策の方針4-1

○協働の仕組みづくり

誰もが気軽に参加し、継続的に取り組めるようにするために、以下の基本施策を展開します。

基本施策 4-1-1:環境保全活動への参加の仕組みづくり

施策の方針4-2

○環境情報の共有

協働した環境づくりの実践に必要な環境情報の共有と環境意識の高揚を図るために、以下の基本施策を展開します。

基本施策 4-2-1:環境情報の整備・発信

施策の方針4-3

○人材の育成と活用

人と環境との好循環を継続させるとともに、必要な人材の育成を図るため、以下の基本施策を展開します。

基本施策 4-3-1:環境サポーターの育成・支援

基本施策 4-3-2:未来を担うこどもたちの育成

4-1 協働の仕組みづくり

効果的な協働の仕組みづくりを進めるためには、環境に関する様々な施策について、市民や事業者などが十分に理解できるよう情報提供を行うことが重要です。また、計画づくりや実践活動への参加の機会を充実させるとともに、各主体の役割を明確にしていくことで、それぞれの連携が生まれ、さらに、各主体の活動を活性化させることにより、市全体の環境意識の向上を目指します。

基本施策4-1-1 …環境保全活動への参加の仕組みづくり

◎課題

- 春・秋の環境美化行動には、延べ4万人、ラブアースクリーンアップには1千人を超える市民や事業者などの参加がありますが、他の環境保全・創造に関する取り組みへの参加は、まだまだ、特定の市民や団体が多く、参加層を広げていく必要があります。
- 少子高齢化や近所のつながり(地域コミュニケーション)が希薄化しており、一部地域で環境美化行動への参加者が減少しています。

◎主な取り組み

- 美化活動をはじめとする地域活動を積極的に支援し、地域コミュニケーションの場づくりや意識の醸成を図ります。
- 市内の環境関係団体で構成する環境ボランティアネットワーク(平成26年度設立)への参加を促すとともに、加盟団体の活動を支援し、環境保全活動の推進を図ります。
- 九州大学などの教育研究機関と環境講座などを開催し、市民、事業者、環境サポーターなどとの新たな連携を創出します。
- 糸島市NPO・ボランティアセンター(こらぼ糸島)を活用し、環境サポーター等が集える場づくりに努めます。
- 高齢者の生きがいづくり、健康づくり、コミュニケーションづくりの場として、地域の美化活動を軸にした取り組みを進めます。

4-2 環境情報の共有

協働によるより良い環境づくりを進めていくためには、各主体が共通の目標に向かって活動に取り組むことが重要です。そのため、広く環境情報を共有できる仕組みづくりが求められます。

基本施策4-2-1 …環境情報の整備・発信

◎課題

- 環境活動に必要な情報が、国や県、市、環境サポーター、事業者などの各主体から発信されており、必要な情報の収集や所在が分かりにくく、共有化されていません。
- 身近に環境情報を収集できる場所や環境について学ぶ場所が整備されていません。

◎主な取り組み

- 市の環境の現状や環境ボランティアの活動状況、イベントなどに関する情報などを集めた環境情報サイト構築の研究を進めます。
- 九州大学などの学術機関と連携して、環境情報の収集・提供に努めます。
- 重要な環境施策に関してパンフレットなどを作成し、普及啓発に努めます。

4-3 人材の育成と活用

環境の保全・創造の取り組みを継続して進めるためには、取り組みの先頭に立って指導する人、それを支援・協力する人が必要です。そのために、子どもたちや団塊の世代の人たちや高齢者などを中心に、人材の育成と活用を進めます。

基本施策4-3-1 ……環境サポーターの育成・支援

◎課題

- 環境力の充実を図るためには、豊富な経験や知識を持った団塊の世代の人たちや高齢者たちに対し、「生きがいつくり・健康づくり」のひとつとして、環境の保全・創造の取り組みを支援し、その力を生かしていく必要があります。
- 環境の保全・創造の取り組みを定着させるためには、取り組みの中心となる人材が必要です。そのため、環境サポーターの育成・支援をはじめ、その人材や団体を広く紹介する仕組みも必要です。

◎主な取り組み

- 環境の保全・創造の取り組みを先頭に立って活動を行う環境サポーターの育成・支援を図ります。
- 環境ボランティア活動に関心を持つ人に対し、糸島市ボランティア派遣事業事務局や糸島市NP
O・ボランティアセンター(こらぼ糸島)に登録してもらい、ボランティア派遣事業等を活用して活躍の場を広げます。
- 環境サポーターと協働して、ボランティアの養成と拡大を図るとともに、活躍できる機会を提供します。
- 環境の保全・創造に関するボランティア情報の充実、ボランティアグループ設立の支援など、団塊の世代の人たちや高齢者の活躍の場所づくりを支援します。
- 新たに環境の保全・創造に貢献したいと考えているグループや団塊の世代の人たち、高齢者などが、環境学習に取り組める機会を増やしていきます。

基本施策4-3-2 …未来を担う子どもたちの育成

◎課題

- 学校でのさらなる環境教育、充実のための取り組みが必要です。
- 子どもたちの自発性を育てるためにも、子どもたちが自ら考え、環境の保全・創造に取り組むことができる仕組みづくりが必要です。

◎主な取り組み

- 県や九州大学などの教育研究機関、環境サポーターなどと協働して、環境教育・学習プログラムの提供や環境ボランティア等の紹介などを行い、学校における環境教育・学習の定着、充実に努めます。
- 子どもたちが主催する環境に関する行事を支援します。
- 水辺の教室や自然観察会などを通じて、生物多様性や環境保全意識の向上を図ります。



第4章 目標実現に向けた具体的な取り組み

本計画に掲げた4つの目標を達成していくために、基本となる施策に達成期間を設け、効果的に推進していきます。また、達成期間については、次の4期間を設定します。

- 1)短期:施策の実現に向けて、早急かつ重点的に取り組むもの(概ね3年)
- 2)中期:施策の実現に向けて、長期総合計画や個別計画等に沿って取り組むもの(概ね5年)
- 3)長期:施策の実現に向けて、調査・検討を重ねながら取り組むもの(概ね10年)
- 4)継続:目標の達成期間を設定しないで、継続して取り組むもの(期間設定なし)

■ 4つの目標の施策体系及び達成期間

	4つの目標	施策の方針	基本となる施策	目標達成期間
【目指す環境の姿】 豊かな自然と住みやすい環境を未来につなぐまち いとしま	1. 地球環境にやさしい生活を実践する 第2次糸島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）	1.再生可能エネルギーの普及推進	1.再生可能エネルギーの推進	中期
		2.低炭素型都市基盤の整備及び保全	1.省エネルギー・スタイル・ビジネススタイルへの転換	中期
			2.交通における省エネルギー対策の推進	長期
	2. 豊かな自然を守り育てる 糸島市生物多様性地域戦略	1.多様な自然環境の保全	3.緑化事業推進	継続
			1.海岸・松林の保全	継続
			2.森林の保全	中期
			3.河川・ため池の保全	長期
		2.豊かな自然の再生	4.農地・里山の保全	中期
			1.河川・ため池の水質の改善	長期
		3.生物多様性の保全	2.森林・農地・里山の再生	中期
			1.希少な動植物の保護・保全	長期
			2.外来生物の対策	継続
	3. 快適で住みやすい生活環境をつくる	1.地域美化の推進	1.不法投棄対策	継続
			2.ペットの適正な飼育と管理	継続
			3.あき地・空き家などの管理対策	継続
			4.協働による地域美化の推進	継続
		2.生活環境の保全	1.天気の保全	長期
			2.騒音・振動・悪臭対策	継続
			3.自然災害時の生活ごみ及び災害廃棄物の処理対策	中期
		3.循環型社会の形成	1.ごみの減量(Reduce)	短期
2.再利用(Reuse)・再資源化(Recycle)の推進			短期	
3.3R・廃棄物の適正処理の推進			中期	
4. 協働で環境づくりに取り組む	1.協働の仕組みづくり	1.環境保全活動への参加の仕組みづくり	長期	
	2.環境情報の共有	1.環境情報の整備・発信	中期	
		1.環境サポーターの育成・支援	中期	
	3.人材の育成と活用	2.未来を担う子どもたちの育成	中期	

1 目標別の計画指標及び数値目標の設定の目的

1. はじめに

本計画に示す目標や様々な取り組みは、第2次糸島市長期総合計画の期間に合わせ、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間です。その中で取り組む目標別の計画指標及び数値目標は、糸島市が目指す環境の姿「豊かな自然と住みやすい環境を未来につなぐまち いとしま」の実現に向けて、市が掲げる4つの目標の中で、環境課題解決のために、優先して取り組む施策や事業につなげていくために示したものです。

また、計画指標及び数値目標の達成期間は、長期総合計画や他の計画などとの整合を図るために、原則、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、当初の計画に掲げた現状値の検証、見直しを行い、これを基準にして数値目標を設定し、目標達成を図ります。

さらに、環境を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、環境審議会において、目標の進捗状況を1年ごとに点検、評価を行い、それに基づき、5年後に新たな計画の策定と、目標項目や数値などを見直していきます。

2. 計画指標及び数値目標の位置づけとねらい

計画指標及び数値目標は、糸島市の環境の現状や課題、地域特性などを踏まえ、本計画で掲げる環境施策の中でも重点的に取り組んで目指す環境の姿を実現していくためのものです。また、目標達成のための施策や事業の実施にあたっては、各主体が協働して取り組みを進め、目指す環境の姿の実現性を高めていきます。

◆糸島市が目指す環境の姿を実現するための4つの目標

1. 地球環境にやさしい生活を実践する
2. 豊かな自然を守り育てる
3. 快適で住みやすい生活環境をつくる
4. 協働で環境づくりに取り組む

目指す環境の姿の実現のため重点的に取り組むべき施策を抽出

目標値を明示した事業

(市民・事業者・環境サポーター・九州大学・関係機関・市が連携、協働して実施)

重点的に推進

糸島市が目指す環境の姿

「豊かな自然と住みやすい環境を未来につなぐまち いとしま」

2 目標別の計画指標及び数値目標

1) 地球環境にやさしい生活を実践する

第2次糸島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）

地球にやさしい生活を実践し、低炭素社会を実現するための計画指標と目標値を示します。

■目標1：地球環境にやさしい生活を実践する

施策の方針	計画指標	基準値 (R元年度)	目標値 (R7年度)	所管課
1-1 再生可能エネルギーの普及推進	住宅用太陽光発電買取件数	4,020 件	4,900 件	生活環境課
	公共施設へのクリーンエネルギー及び省エネ設備導入施設数	36 施設	46 施設	管財契約課 生活環境課
1-2 低炭素型都市基盤の整備及び保全	新規防犯灯のLED導入基数	110 基	550 基	危機管理課
	糸島市内の二酸化炭素排出量	546 千トン (H29年度)	504 千トン	生活環境課
	公共施設等の二酸化炭素排出量	14,647 トン	13,900 トン	管財契約課
	バス利用者数	435,721 人	470,000 人	地域振興課



2) 豊かな自然を守り育てる 糸島市生物多様性地域戦略

糸島に息づく自然環境を保全・再生するための計画指標と目標値を示します。

■目標2：豊かな自然を守り育てる

施策の方針	計画指標	基準値 (R元年度)	目標値 (R7年度)	所管課
2-1 多様な自然環境 の保全	荒廃森林整備面積	1,792 ha	2,192 ha	農林水産課
	広葉樹の森の整備面積	62,380 m ²	66,380 m ²	農林水産課
	河川の平均 BOD 値	0.94 mg/ℓ	2.0 mg/ℓ以下	生活環境課
	中山間地域等直接支払事業 取り組み集落数	18 集落	18 集落維持	農業振興課
2-2 豊かな自然の再生	汚水処理人口普及率	90.4 %	90.7 %	下水道課
	森林の間伐面積	990 ha	1,840ha	農林水産課
	松林保全アダプト制度の登録 団体数	14 団体	20 団体	農林水産課
2-3 生物多様性の保全	環境情報サイト等に生物多様 性に関する情報掲載数	年間 0 件	年間 3 件	生活環境課
	市単独自然観察会開催の 有無	開催無し	開催有り	生活環境課

3) 快適で住みやすい生活環境をつくる

安全・安心な生活環境をつくるための計画指標と目標値を示します。

■目標3：快適で住みやすい生活環境をつくる

施策の方針	計画指標	基準値 (R元年度)	目標値 (R7年度)	所管課
3-1 地域美化の推進	環境美化活動への参加者数	46,853 人	48,000 人	生活環境課
	市の環境パトロールごみ回収量	125 トン	120 トン	生活環境課
	不法投棄防止監視ネットワーク協力団体数	24 団体	30 団体	生活環境課
	動物愛護に関する啓発記事の掲載	年 2 回	年 3 回	生活環境課
	あき地管理に関する指導件数	278 件	220 件	生活環境課
3-2 生活環境の保全	野焼きの苦情件数	35 件	24 件	生活環境課
3-3 循環型社会の形成	クリーンセンターへのごみ搬入量	33,216 トン	33,568 トン	生活環境課
	市民の1人1日当たりのごみの排出量	937g	928g	生活環境課
	ごみの資源化率	25.1%	26.0%	生活環境課

4) 協働で環境づくりに取り組む

協働の仕組みをつくるための計画指標と目標値を示します。

■目標 4：協働で環境づくりに取り組む

施策の方針	計画指標	基準値 (R 元年度)	目標値 (R7 年度)	所管課
4-1 協働の 仕組みづくり	出前講座等の学習会参加者 数	2,404 人	2,654 人	生活環境課
4-2 環境情報の共有	環境情報サイトの新着情報数	12 件	15 件	生活環境課
4-3 人材の育成と 活用	環境ボランティアネットワーク 加入団体数	17 団体	22 団体	生活環境課

第5章 計画の推進と進行管理

本計画の推進にあたっては、各主体が連携・協働をしながら進めていくことが重要です。

1 推進体制

1) 糸島市環境審議会

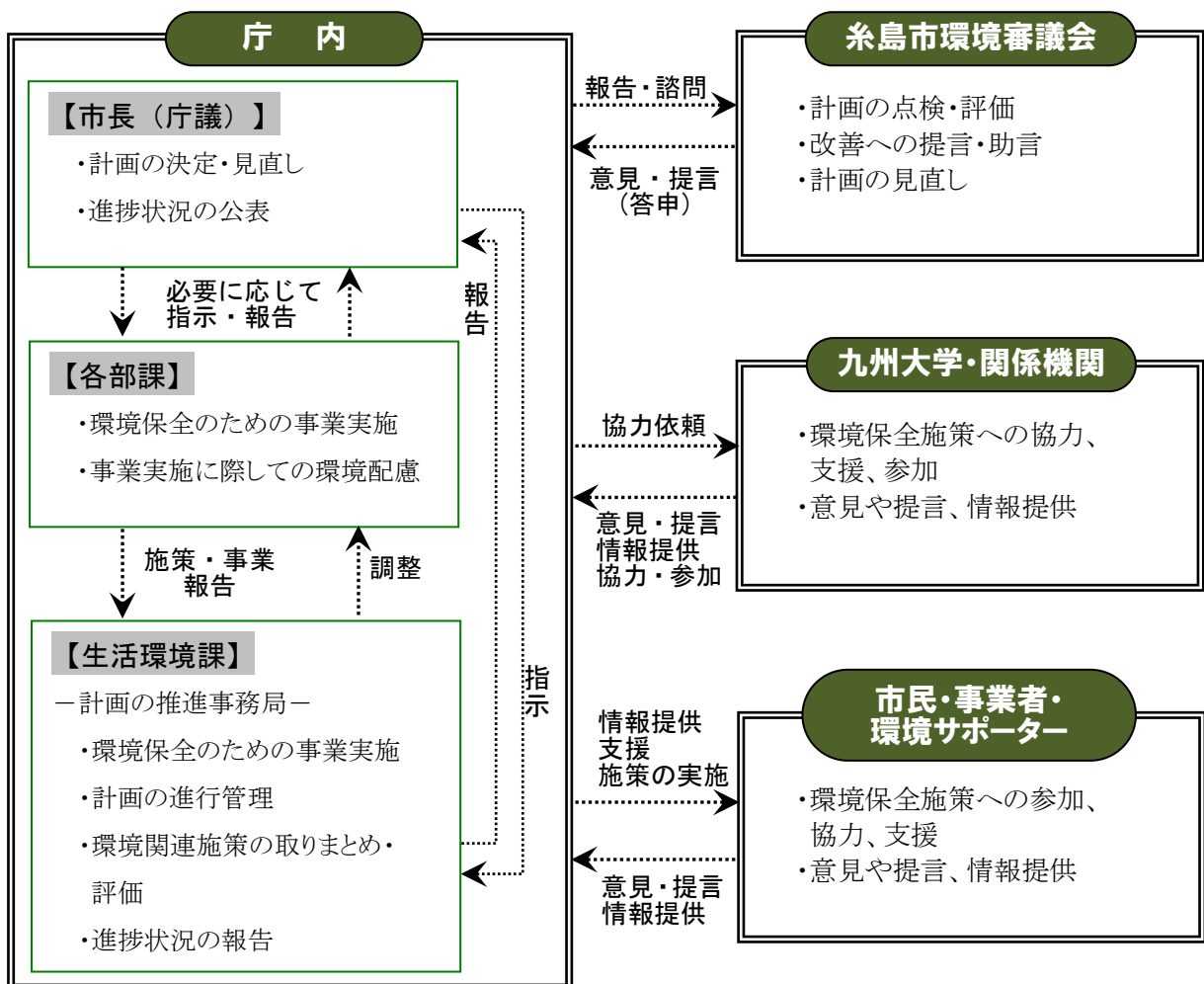
糸島市環境基本条例第9条に規定する環境審議会において、本計画の推進評価や改善に関する提言、見直しなどを行いながら、総合的な点検を行います。

2) 協働による推進体制

本計画の推進を継続的に取り組むために、市民(地域)や事業所、環境サポーター、九州大学、関係機関などと情報交換や連携・協働しながら、具体的な実践を進めます。

3) 庁内推進体制

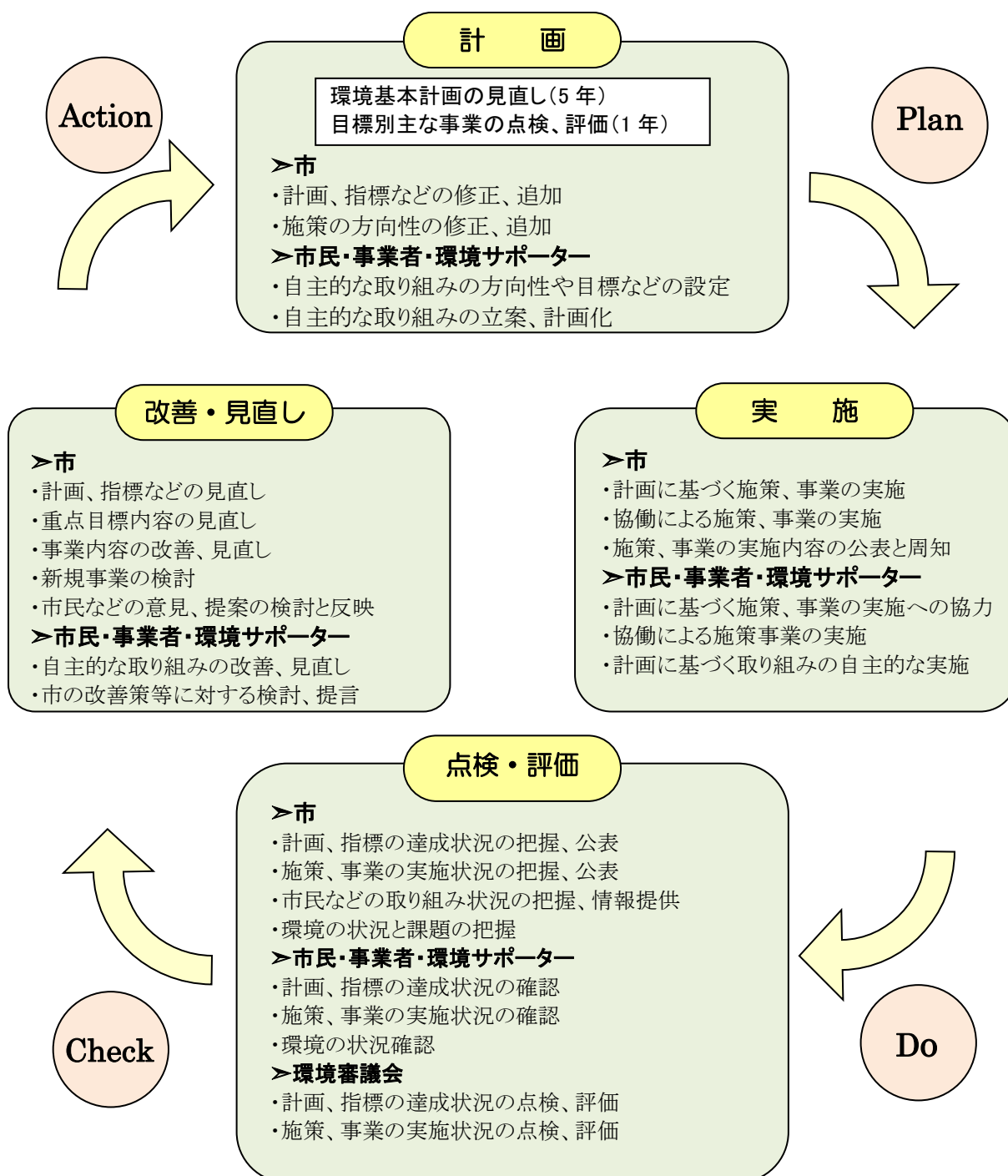
本計画に掲げた施策を総合的・計画的に進めるために、関係部課と連携・協力して、施策の調整や進行管理を行い、全市的な取り組みを進めます。



■計画推進体制

2 進行管理

計画の推進にあたっては、Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検・評価)、Action(改善・見直し)という「PDCAサイクル」に基づく一連の管理システムを構築し、継続的な改善を図りながら進めていきます。



■継続的な改善を図る進行管理のながれ

糸島市環境審議会（名簿）

（五十音順、敬称略）

番号	氏 名	所 属	備 考
1	朝田 好春	公募委員	
2	荒木 洋美	くるくるマーケット実行委員会	
3	石井 光則	福岡県広域森林組合	
4	井上 和雄	瑞梅寺オオキツネノカミソリを守る会	
5	坂本 朱美	糸島市商工会	副会長
6	島岡 隆行	九州大学大学院工学研究院	会長
7	末松 勉	公募委員	
8	仲西 利弘	糸島漁業協同組合	
9	中村 勝博	糸島農業協同組合	
10	原田 孝基	公募委員	
11	平野 照実	伊都国の森づくりの会	
12	牧草由紀夫	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	
13	柚木 利道	糸島市行政区長会	
14	吉岡愛一郎	糸島市行政区長会	

糸島市環境審議会の開催経緯

◆環境審議会の開催経緯

回	開催日	審議会	審議項目等
1	令和 2 年 8 月 28 日	第 1 回審議会	○会長・副会長の選任 ○諮問 ○環境基本計画策定スケジュールについて ○環境基本計画の骨子（案）について
2	令和 2 年 9 月 28 日	第 2 回審議会	○環境基本計画案について
3	令和 2 年 10 月 20 日	第 3 回審議会	○令和元年度事業進捗状況（中間総括） について ○環境基本計画案について
4	令和 2 年 11 月 13 日	第 4 回審議会	○環境基本計画案について
5	令和 3 年 1 月 18 日	第 5 回審議会	○環境基本計画案について
6	令和 3 年 2 月 26 日	答 申	○環境基本計画案の答申

パブリックコメント

◆環境基本計画（後期計画案）に係るパブリックコメントの結果

項目	内 容
実施期間	令和 2 年 1 2 月 4 日から令和 3 年 1 月 5 日までの 1 か月間
実施方法	・市役所、校区コミュニティセンター、男女共同参画センターラポール、 人権センターに案と意見用紙を配置 ・糸島市ホームページに掲載
提出意見	なし

糸島市の環境の現状

1. 位置・地勢

糸島市は、福岡県西部の糸島半島に位置し、市北部には玄界灘に面した美しい海岸線が広がり、また、市南部には脊振・雷山山系の山々が連なっています。そして、それらの中間部には糸島平野と呼ばれるなだらかな田園地帯が広がり、JR 筑肥線と国道 202 号沿線を中心に市街地が形成されています。

東は福岡市、西は佐賀県唐津市、南は佐賀市と接しています。福岡市の中心部天神から JR 筑肥線筑前前原駅までと西九州自動車道前原インターチェンジまでは、ともに約 30 分の時間距離にあります。博多駅や福岡空港にもアクセスしやすく、交通利便性が高い地域となっています。



■糸島市の位置

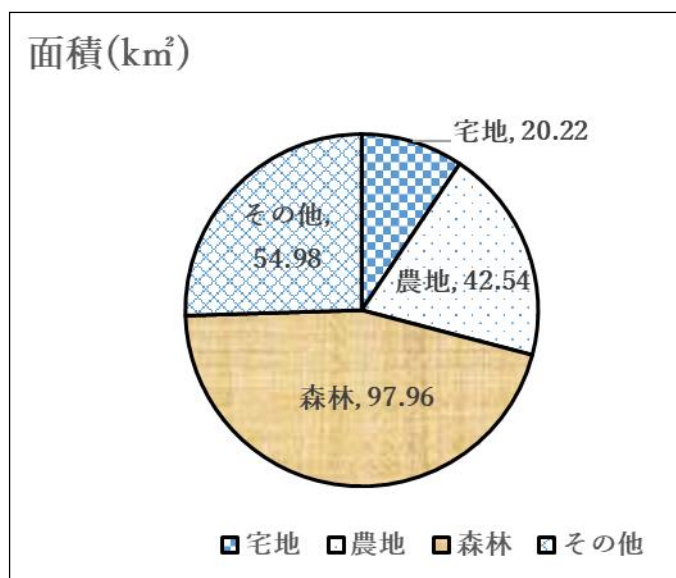
2. 面積・土地利用

糸島市の面積は215.70km²で、東西約24km、南北約19kmにわたり、福岡県下では第6位の広い行政区域面積を有しています。土地利用構成をみると、宅地9.4%、農地19.7%、森林45.4%であり、農地森林面積が6割以上を占める自然豊かな地域となっています。

■土地利用現況

区分	面積(k m ²)	構成比(%)
宅地	20.22	9.4
農地	42.54	19.7
森林	97.96	45.4
その他	54.98	25.5
合計	215.7	100

出典) 福岡県土地利用動向調査



3. 気候

気候は一般的に温暖ですが、冬の北西の季節風が強く、低温で晴天が少ない日本海型の気候区に属し、山地部では積雪をもたらすことがあります。

■過去10年の気象状況(アメダス前原局)

観測年	気温(°C)					年間 降水量 (mm)	風向・風速(m/s)		
	平均			最高	最低		平均 風速	最大 風速	風向
	日平均	日最高	日最低						
2010	16.9	21.1	12.8	38.3	-3.1	1896.5	2.2	13.2	南
2011	16.4	20.6	12.4	36.4	-2.9	1659.5	2.2	13.0	北北西
2012	16.3	20.4	12.3	37.9	-2.8	1743.5	2.2	12.9	南南東
2013	16.9	21.1	12.7	36.2	-3.1	1780.5	2.2	13.4	北
2014	16.3	20.6	12.2	35.0	-2.0	1763.5	2.2	14.9	北
2015	16.6	20.8	12.8	35.0	-2.6	1811.0	2.1	16.5	北
2016	17.4	21.6	13.4	36.5	-4.1	2266.5	2.0	14.6	南南東
2017	16.8	21.2	12.6	38.9	-3.0	1429.5	2.1	12.9	南南西
2018	16.9	21.4	12.6	37.9	-3.3	1516.5	2.1	14.9	南南東
2019	17.1	21.6	12.9	37.2	-1.7	1635.0	2.0	15.3	南

出典) 気象庁HP: 過去の気象データ検索より作成

4. 人口

人口は福岡県内第8位で、ゆるやかな増加傾向にあります。

■糸島市の人口

人 口	102,344 人	有権者数	84,112 人
男性	49,000 人	議員定数	20 人
女性	53,344 人	第1次産業就業人口率	8.6%
65歳以上人口	30,081 人	第2次産業就業人口率	17.4%
高齢化率	29.39%	第3次産業就業人口率	70.0%
15歳未満人口	14,096 人	<ul style="list-style-type: none"> ・人口、世帯数、65歳以上人口と高齢化率、15歳未満人口と年少率は、令和2年11月末日現在の住民基本台帳による。 ・有権者数は、令和2年12月選挙人名簿登録者数による。 ・産業別就業人口率は、平成27年国勢調査結果集計による。 	
年少率	13.77%		
世帯数	43,628 世帯		
世帯数（外国人世帯数）	1,000 世帯		

出典) 糸島市プロフィール：人口および面積等（糸島市HP）

5. 産業及び経済

糸島市の産業をみると第3次産業の就業者数が多く、就業者数に占める割合は約7割となっています。また、課税所得からみた平成29年度の経済規模は2,682億円となっています。

■糸島市の産業及び経済

項 目	単 位	年 度	数 量
市町村民所得	億円	H29	2,682
事業者数	事業所	H28	2,947
第2次産業事業所数	事業所	H28	520
第3次産業事業所数	事業所	H28	2,387
労働力人口	人	H27	48,086
就業者数	人	H27	45,717
完全失業者数	人	H27	2,369
第1次産業就業者数	人	H27	3,926
第2次産業就業者数	人	H27	7,943
第3次産業就業者数	人	H27	31,985
雇用のある事業主数	人	H27	1,302
雇用のない事業主数	人	H27	4,288
市内で従業する就業者数	人	H27	23,817
他市町村への通勤者数	人	H27	20,783
他市町村からの通勤者数	人	H27	5,736
農業従事者数	人	H27	2,971
農業総産出額	百万円	H30	15,940
漁業経営体数	事業所	H25	278
海面漁業水揚げ量	トン	H25	3,272
製造事業所数	事業所	R1	73
製造事業所従業者数	人	R1	3,139
製造品出荷額等（従業者4人以上）	百万円	H29	70,275
卸・小売業数	事業所	H28	637
卸・小売業従業者数	人	H28	4,478
卸・小売業年間販売額	百万円	H28	95,144
観光入込客数	千人	H29	6,483

出典) 糸島市統計白書、市町村要覧、国勢調査から抽出

6. 自然環境

6-1 糸島市内に生息する希少な動植物

福岡県の希少野生生物(福岡県レッドデータブック 2011、2014)によると、市内には、希少種として、資料6に示すとおり、動植物の生息が確認されています。

6-2 自然公園等

糸島市は景観的に優れた自然公園、緑地を多く有しており、市民の自然との触れ合い活動の場、余暇活動の場として親しまれています。

■市内の国定公園等

公園名	概要
玄海国定公園	玄界灘に臨む福岡、佐賀、長崎三県の海岸線を区域にした公園である。東は北九州市の若松の遠見ヶ鼻から、西は長崎県の鷹島に至るまでの100余kmにおよんでいる。
脊振雷山県立自然公園	脊振雷山系に広がる自然公園である。公園面積は8,171km ² 。自然歩道や園地、野営施設等が整備されている。

■市内の公園施設等

公園・施設名	概要
森林公園 真名子木の香ランド	二丈岳の中腹、標高400mの地に位置し、緑の木立に囲まれたレクリエーション施設。キャンプ場などを備え、バーベキューや川遊びなどを楽しめる。
白糸の滝ふれあいの里	県指定名勝白糸の滝と県指定天然記念物萬龍楓(樹齢約300年といわれる)のそばに位置する自然とのふれあい施設である。隣接する「白糸の滝」は、標高900mの羽金山の中腹に位置し、高さ24mから真っ白な飛沫を上げて美しく流れ落ちる様子は、圧巻である。
農業公園 ファームパーク伊都国	怡土校区内の田園風景を利用したファームパーク伊都国は、都市と農村の交流拠点施設である。伊都国歴史博物館も隣接し、周辺には、平原遺跡や三雲南小路遺跡、怡土城跡など、多くの歴史的遺産が点在している。
加茂ゆらりんこ橋	加茂川の上流にかかる全長100メートルのつり橋。1本のワイヤーで吊られた橋としては世界有数の長さを誇り、眼下に二丈溪谷の溪流、玄界灘、棚田などが一望できる。 二丈溪谷の入口に位置し、駐車場や公園、公衆トイレが整備され、6月初旬にはホテルの乱舞を見ることができる。
平原歴史公園	日本最大の銅鏡「内行花文鏡」が出土した「平原遺跡」を、歴史公園として整備した「平原歴史公園」。秋になると、周辺の田畑がコスモス畑となり、「平原王墓祭り」が開催される。

7. 生活環境

7-1 大気質

福岡県が糸島総合庁舎敷地内に大気一般監視局を設置し、大気環境の測定を行っています。

■大気測定結果（糸島局 H29年度～R元年度）

二酸化硫黄 (SO ₂)			
年度	年平均値 [ppm]	日平均値の2%除外値 [ppm]	環境基準
H29	0.002	0.004	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 (S48.5.16告示)
H30	0.001	0.003	
R元	0.002	0.005	
二酸化窒素 (NO ₂)			
年度	年平均値 [ppm]	日平均値の年間98%値 [ppm]	環境基準
H29	0.005	0.013	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(S53.7.11告示)
H30	0.005	0.012	
R元	0.005	0.012	
浮遊粒子状物質 (SPM)			
年度	年平均値 [mg/m ³]	日平均値の2%除外値 [mg/m ³]	環境基準
H29	0.021	0.043	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。(S48.5.8告示)
H30	0.022	0.050	
R元	0.020	0.046	
光化学オキシダント (Ox)			
年度	昼間の1時間値の年平均値 [ppm]	昼間の日最高1時間値の年平均値 [ppm]	環境基準
H29	0.048	0.061	1時間値が0.06ppm以下であること。 (S48.5.8告示)
H30	0.040	0.053	
R元	0.035	0.048	
微小粒子状物質 (PM _{2.5})			
年度	年平均値 [μg/m ³]	日平均値の年間98%値 [μg/m ³]	環境基準
H29	14.2	32.0	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。 (H21.9.9告示)
H30	13.1	31.1	
R元	11.4	29.5	

出典) 公害関係測定結果(福岡県HP)、大気汚染に係る環境基準(環境省HP) 測定局: 糸島

7-2 水質

糸島市では、毎年1月頃に河川や地下水の水質調査を行っています。その結果によると、河川の水質は全般的に改善が進んでいると考えられます。また、より一層の改善を図るための下水道普及事業は、河川の水質を守る取り組みとして、とても重要となっています。

○河川・ため池調査

河川などの水質検査は昭和57年度から実施しており、現在は、河川・ため池などの生活環境項目（BOD、SS、COD、窒素、リン、アンモニア性窒素など11項目）を市内80個所で毎年実施しています。

■BOD (mg/L) の測定結果の推移（主な個所）

測定場所	H23年(10年前)	H27年(5年前)	R元年
瑞梅寺川 高田 久保田橋	2.9	1.2	0.5
雷山川 潤 潤橋	4.1	1.4	0.5未満
長野川 神在 堂山橋	3.4	0.9	0.8
長野川 本 犬丸橋	1.7	1.2	0.9
浦志川 浦志 糸島保健福祉事務所	5.6	1.4	0.6
伏龍池 篠原 流入口	4.8	2.5	4.2
丸田池 前原 流入口	5.7	4.8	3.4
福吉川 吉井 福吉新橋・福吉みなと橋	7.0	1.0	0.6
柳川 深江 新町橋	3.8	2.2	0.5未満
一貴山川 深江 福永橋	2.1	1.0	0.5未満
羅漢川 田中 蔵床橋	4.3	1.6	0.9
桜井川 桜井 桜井自治会館付近	1.5	1.7	2
初川 大石 大石橋	2.7	3.1	1.8
小金丸川 小金丸 志摩橋	2.6	2.9	1.2
沖田川 御床 松原橋	1.7	2.8	0.9

○地下水（井戸水）調査

水道水質基準に関する省令に定められた40項目について13個所の地点で実施しています。

8. 快適環境

8-1 廃棄物等

現在、糸島市内の一般廃棄物は、糸島市クリーンセンターにおいて処理が行われています。家庭系の一般廃棄物の収集については、「燃えるごみ」「リサイクル」「その他の燃えないごみ」の3種類に分別し、市指定のごみ袋で出されたものを収集運搬委託業者が収集しています。事業系の一般廃棄物についても3種類に分別し、市指定のごみ袋（事業所用）で出されたものを収集運搬許可業者が収集しています。

また、ごみ減量の取り組みとして、生ごみ減量化器材の購入や、有価資源回収活動団体による紙資源回収に対し、補助金の交付を行っています。

■廃棄物処理関連施設の状況

施設名	施設概要
糸島市クリーンセンター	<ul style="list-style-type: none">・ごみ溶融処理施設・リサイクルプラザ・埋立処分場

【ごみ溶融処理施設】

ごみ溶融処理施設は、ごみ質の多様化に対応するため、製鉄用溶鉱炉の技術に基づき開発されたごみ処理技術で、ごみを溶かして処理するものである。処理後に発生する残さをスラグとメタル（鉄粒）として取り出し、スラグはコンクリート二次製品や道路の路盤材、メタルは重機のカウンターウエイトなどに再利用することにより、最終処分を要するのは飛灰のみとなり、埋立処分量を従来の10分の1に削減することができる。また、ダイオキシン類対策については触媒反応塔を設置し化学的に分解する方式を採用するとともに、省エネルギー対策としてごみ発電による電力の活用や蒸気の利用を織り込むなど環境保全にも十分配慮した施設となっている。

8-2 し尿処理

市内のし尿処理については、公共下水道事業、合併処理浄化槽、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、個別排水処理施設整備事業、汲み取りにより処理を行っています。近年は、公共下水道事業や農業集落排水事業等の整備に伴い、し尿収集世帯は減少しています。また、し尿処理センターでは、合併処理浄化槽から発生する汚泥を投入処理しています。

■ごみ搬入量実績

(単位：t)

年度	可燃ごみ	資源ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	その他	合計
平成 27	26,206	686	1,293	1,271	1,028	30,484
平成 28	26,187	678	1,313	1,363	1,099	30,640
平成 29	26,045	710	1,310	1,583	961	30,609
平成 30	26,660	697	1,339	2,310	1,117	32,123
令和元	27,288	689	1,352	2,844	1,041	33,214

9. 環境保全体制について

糸島市の環境保全に関する条例や規則等の制定状況は次のとおりです。

■糸島市例規集「第4章 環境保全」に収録された条例等

名 称	制 定	番 号
糸島市環境基本条例	平成 22 年 1 月 1 日	条例第 113 号
糸島市環境審議会規則	平成 22 年 1 月 1 日	規則第 125 号
糸島市あき地等の管理及び環境保全に関する条例	平成 22 年 1 月 1 日	条例第 114 号
糸島市あき地等の管理及び環境保全に関する条例施行規則	平成 22 年 1 月 1 日	規則第 126 号
糸島市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例	平成 22 年 1 月 1 日	条例第 115 号
糸島市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例施行規則	平成 22 年 1 月 1 日	規則第 127 号
糸島市ゴルフコース等の設置に関する指導規程	平成 22 年 1 月 1 日	告示第 98 号
糸島市都市地下水路条例	平成 22 年 1 月 1 日	条例第 176 号
糸島市都市地下水路条例施行規則	平成 22 年 1 月 1 日	規則第 173 号
糸島市環境ボランティア支援事業実施規程	平成 27 年 1 月 1 日	告示第 59 号

出典) 糸島市例規集

目標別の主な事業及び数値目標の考え方

■目標 1：地球環境にやさしい生活を実践する

施策の方針	計画指標	基準値 (R 元年度)	目標値 (R7 年度)	目標値の考え方 (所管課)
1-1 再生可能エ ネルギーの 普及推進	住宅用太陽光発電 買取件数	4,020 件	4,900 件	基準値より 20%の増 (生活環境課)
	公共施設へのクリ ーンエネルギー及 び省エネ設備導入 施設数	36 施設	46 施設	基準値より 10 件の増 (管財契約課・生活環境課)
1-2 低炭素型都 市基盤の整 備及び保全	新規防犯灯の LED 導入基数	110 基	550 基	毎年 110 基の増 (危機管理課)
	糸島市内の二酸化 炭素排出量	546 千トン (H29 年度)	504 千トン	毎年 1.5%の減 (生活環境課)
	公共施設等の二酸 化炭素排出量	14,647 トン	13,900 トン	基準値より 5%の減 (管財契約課)
	バス利用者数	435,721 人	470,000 人	基準値より 8%の増 (地域振興課)

■目標2：豊かな自然を守り育てる

施策の方針	計画指標	基準値 (R元年度)	目標値 (R7年度)	目標値の考え方 (所管課)
2-1 多様な自然 環境の保全	荒廃森林整備面積	1,792ha	2,192ha	毎年80haの増 (農林水産課)
	広葉樹の森の整備面積	62,380㎡	66,380㎡	毎年800㎡の増 (農林水産課)
	河川の平均BOD値	0.94mg/ℓ	2.0mg/ℓ以下	2.0mg/ℓ以下を維持 (生活環境課)
	中山間地域等直接支払事業取り組み集落数	18集落	18集落維持	18集落を維持 (農業振興課)
2-2 豊かな自然 の再生	污水处理人口普及率	90.4%	90.7%	基準値より0.3%の増 (下水道課)
	森林の間伐面積	990ha	1,840ha	毎年170haの増 (農林水産課)
	松林保全アダプト制度の登録団体数	14団体	20団体	毎年1団体の増 (農林水産課)
2-3 生物多様性 の保全	環境情報サイト等に生物多様性に関する情報掲載数	年間0件	年間3件	基準値より3件の増 (生活環境課)
	市単独自然観察会開催の有無	開催無し	開催有り	開催の有無 (生活環境課)

■目標 3：快適で住みやすい生活環境をつくる

施策の方針	計画指標	基準値 (R元年度)	目標値 (R7年度)	目標値の考え方(所管課)
3-1 地域美化の 推進	環境美化活動への 参加者数	46,853 人	48,000 人	基準値より 2.5%の増 (生活環境課)
	市の環境パトロー ルごみ回収量	125 トン	120 トン	毎年 1 トンの減 (生活環境課)
	不法投棄防止監視 ネットワーク協力 団体数	24 団体	30 団体	基準値より 6 団体の増 (生活環境課)
	動物愛護に関する 啓発記事の掲載	年 2 回	年 3 回	基準値より 1 回の増 (生活環境課)
	あき地管理に関す る指導件数	278 件	220 件	基準値より 20%の減 (生活環境課)
3-2 生活環境の 保全	野焼きの苦情 件数	35 件	24 件	基準値より 30%の減 (生活環境課)
3-3 循環型社会 の形成	クリーンセンター へのごみ搬入量	33,216 トン	33,568 トン	1 人 1 日 1%の減×人口見込み数 (生活環境課)
	市民の 1 人 1 日当 たりのごみの排出 量	937g	928g	基準値より 1%の減 (生活環境課)
	ごみの資源化率	25.1%	26.0%	基準値より 1%の増 (生活環境課)

■目標 4：協働で環境づくりに取り組む

施策の方針	計画指標	基準値 (R元年度)	目標値 (R7年度)	目標値の考え方(所管課)
4-1 協働の仕組 みづくり	出前講座等の 学習会参加者数	2,404 人	2,654 人	毎年 2%の増 (生活環境課)
4-2 環境情報の 共有	環境情報サイトの 新着情報数	12 件	15 件	基準値より 3 件の増 (生活環境課)
4-3 人材の育成 と活用	環境ボランティア ネットワーク加入 団体数	17 団体	22 団体	基準値より 5 団体の増 (生活環境課)

系島市の希少生物（福岡県レッドデータブック 2011、2014）

種類	科 目	名 前	絶滅危惧種類	分布場所
植物 群落	海岸砂丘植生	ケカモノハシ群落	カテゴリーⅡ	幣の松原
		コウボウシバ群落	カテゴリーⅡ	幣の松原
		コウボウムギ群落	カテゴリーⅡ	幣の松原
		ツルナ群落	カテゴリーⅣ	幣の松原・姫島
		ハマオモト群落	カテゴリーⅡ	姫島
		ハマゴウ群落	カテゴリーⅣ	幣の松原・姫島
	海岸断崖地植生	ダルマガク群落	カテゴリーⅢ	彦山海岸・芥屋海岸
		ボタンボウフウ群落	カテゴリーⅣ	芥屋海岸
	海岸低木群落	ハマボウ群落	カテゴリーⅢ	泉川河口・松末羅漢川
	海岸風衝低木群落	ハマヒサカキ群落	カテゴリーⅣ	(旧)志摩町
		ハマビワ群落	カテゴリーⅣ	(旧)志摩町
	常緑広葉樹林	アカガシ群落	カテゴリーⅢ	脊振雷山県立自然公園
	常緑広葉樹二次林	マテバシイ群落	カテゴリーⅣ	
	常緑針葉樹二次林	クロマツ群落	カテゴリーⅡ	幣の松原
	低層湿原	マコモ群落	カテゴリーⅣ	県内各地
	二次草原	ミヤコザサ群落	カテゴリーⅢ	脊振雷山県立自然公園
落葉広葉樹林	ブナ群落	カテゴリーⅡ	脊振雷山県立自然公園	
落葉広葉樹二次林	イヌシデ群落	カテゴリーⅢ	脊振雷山県立自然公園	
冷温帯針葉樹林	ツクシシャクナゲ群落	カテゴリーⅡ	脊振雷山県立自然公園	
植物	アオイ科	ハマボウ	絶滅危惧Ⅱ類	雷山川下流
	アブラナ科	シコクハタザオ	絶滅危惧ⅠB類	(旧)前原市
	アリノトウグサ科	タチモ	絶滅危惧ⅠA類	県内（詳細分布情報不詳）
	イグサ科	ヒメコウガイゼキショウ	絶滅危惧Ⅱ類	(旧)志摩町

イソマツ科	ハマサジ	絶滅危惧Ⅱ類	
イネ科	コウヤザサ	絶滅危惧ⅠA類	雷山
	ヒメコヌカグサ	絶滅危惧ⅠB類	県内（詳細分布情報不詳）
イラクサ科	アカソ	準絶滅危惧	(旧)前原市・(旧)二丈町
	クサコアカソ	準絶滅危惧	(旧)前原市
イワデンダ科	イヨクジャク	絶滅危惧Ⅱ類	(旧)前原市
	イワデンダ	絶滅危惧ⅠA類	(旧)前原市
	ウスバヘビノネゴザ	絶滅危惧ⅠA類	
	サキモリイヌワラビ	絶滅危惧ⅠA類	(旧)志摩町
	ミドリワラビ	絶滅危惧Ⅱ類	(旧)前原市
ウマノスズクサ科	ウンゼンカンアオイ	準絶滅危惧	
ウラボシ科	オオイワヒトデ	絶滅危惧ⅠB類	
オオバコ科	エゾオオバコ	絶滅危惧ⅠA類	玄界灘沿岸
オシダ科	ホオノカワシダ	絶滅危惧ⅠB類	
	ホソバナライシダ	絶滅危惧ⅠA類	(旧)前原市
	ミヤマイタチシダ	絶滅危惧ⅠA類	(旧)前原市
オトギリソウ科	トモエソウ	絶滅危惧ⅠA類	(旧)前原市
ガガイモ科	スズサイコ	絶滅危惧Ⅱ類	県内各地の草地
カヤツリグサ科	イトテンツキ	絶滅危惧ⅠA類	雷山
	ノハラテンツキ	絶滅危惧ⅠA類	(旧)二丈町
キク科	ダルマガク	準絶滅危惧	
	ツクシトウヒレン	絶滅危惧ⅠB類	雷山
	ナガバノコウヤボウキ	絶滅危惧ⅠB類	井原山・雷山
	ニシノヤマタイミンガサ	絶滅危惧Ⅱ類	脊振山地
	フクド	絶滅危惧Ⅱ類	瑞梅寺川
キンポウゲ科	オキナグサ	絶滅危惧ⅠB類	
	タンナトリカブト	準絶滅危惧	(旧)前原市
グミ科	クマヤマグミ	絶滅危惧ⅠB類	
ケシ科	ヤマブキシソウ	絶滅危惧ⅠA類	(旧)前原市
ゴマノハグサ科	オオヒナノウスツボ	絶滅危惧Ⅱ類	

	キュウウシュウコゴ メグサ	絶滅危惧 IA 類	(旧)前原市・雷山
	ヒキヨモギ	絶滅危惧 IB 類	
	ヤマウツボ	絶滅危惧 IB 類	県内（詳細分布情報不詳）
サトイモ科	ツクシマムシグサ	絶滅危惧 II 類	(旧)前原市
シソ科	キセワタ	絶滅危惧 II 類	県内各地の草地
	スズコウジュ	絶滅危惧 IA 類	脊振山（現状不明）
	ミゾコウジュ	準絶滅危惧	平地のため池周辺の湿地
タデ科	オオネバリタデ	準絶滅危惧	(旧)前原市・(旧)二丈町
	ネバリタデ	準絶滅危惧	(旧)前原市
チャセンシダ科	ヒノキシダ	絶滅危惧 IB 類	
ツバキ科	ヒコサンヒメシヤラ	準絶滅危惧	脊振山地
トチカガミ科	ウミヒルモ	準絶滅危惧	九州
ナス科	マルバノホロシ	絶滅危惧 IB 類	(旧)前原市
ハマウツボ科	キヨスミウツボ	絶滅危惧 IA 類	
	ハマウツボ	絶滅危惧 IA 類	芥屋海岸
ヒガンバナ科	キツネノカミソリ	絶滅危惧 IB 類	県内（詳細分布情報不詳）
ヒシ科	オニビシ	絶滅危惧 IB 類	県内（詳細分布情報不詳）
ヒナノシャクジョウ科	ヒナノシャクジョウ	絶滅危惧 IA 類	
ヒメシダ科	ホソバショリマ	絶滅危惧 IB 類	
ヒルムシロ科	エビアマモ	準絶滅危惧	九州沿岸
ホウライシダ科	ミズワラビ	絶滅危惧 IB 類	(旧)前原市
マメ科	シバハギ	絶滅危惧 IB 類	県内（詳細分布情報不詳）
	マキエハギ	絶滅危惧 IB 類	県内（詳細分布情報不詳）
メギ科	バイカイカリソウ	絶滅危惧 IB 類	県内（詳細分布情報不詳）
ミソハギ科	ホザキカシグサ	絶滅危惧 IB 類	県内（詳細分布情報不詳）
	ミズキカシグサ	絶滅危惧 IA 類	(旧)二丈町

	ヤナギ科	ノヤナギ	準絶滅危惧	(旧)二丈町
	ユキノシタ科	ギンバイソウ	絶滅危惧 IB 類	
		センダイソウ	絶滅危惧 IA 類	県内 (詳細分布情報不詳)
	ユリ科	アマナ	絶滅危惧 II 類	県内各地
		ハマタマボウキ	絶滅危惧 II 類	
		ホソバナコバイモ	準絶滅危惧	
	ラン科	エビネ	絶滅危惧 II 類	県内各地の産地・丘陵
		クモイジガバチ	絶滅危惧 IA 類	県内 (詳細分布情報不詳)
		クモキリソウ	絶滅危惧 II 類	
		コケイラン	絶滅危惧 II 類	
		ジンバイソウ	絶滅危惧 IB 類	
		ナギラン	絶滅危惧 IA 類	(旧)前原市・(旧)二丈町
		ヒナラン	絶滅危惧 IA 類	(旧)前原市
		ヒメフタバラン	絶滅危惧 IA 類	水無
		ムヨウラン	絶滅危惧 IA 類	(旧)前原市
		ヤマトキソウ	絶滅危惧 IA 類	浮岳 (現状不明)
	リンドウ科	ムラサキセンブリ	絶滅危惧 II 類	(旧)前原市・(旧)二丈町
		リンドウ	絶滅危惧 II 類	県内各地の二次草原など
蘇苔類	ツヤゴケ科	オオミツヤゴケ	絶滅危惧 I 類	
	ヒラゴケ科	キブリハネゴケ	絶滅危惧 II 類	(旧)前原市
藻類	紅藻類オオイシソウ科	オオイシソウ	絶滅危惧 II 類	福島県以南の各県
	紅藻類カワモズク科	アオカワモズク	準絶滅危惧	日本全土に広く分布
		チャイロカワモズク	準絶滅危惧	東北から沖縄まで広く分布
	紅藻類チスジノリ科	オキチモズク	絶滅危惧 I 類	福岡県
	緑藻類カワノリ科	カワノリ	絶滅危惧 II 類	本州中部以南の河川
	緑藻類シャジクモ科	シャジクモ	絶滅危惧 II 類	ほぼ全国に分布

地衣類	イワタケ科	イワタケ	準絶滅危惧	日本
	ウメノキゴケ科	トゲナシフトネゴケ	絶滅危惧Ⅰ類	九州
		フクロセンシゴケ	情報不足	九州
		ヨコワサルオガセ	絶滅危惧Ⅰ類	日本全土
		ヨシノミヤマグラ	情報不足	九州
哺乳類	齧歯目(ネズミ目)ネズミ科	スミスネズミ	準絶滅危惧	県内に広く分布
	食肉目(ネコ目)イヌ科	キツネ	準絶滅危惧	県内に広く分布
	翼手目(コウモリ目)キクガシラコウモリ科	コキクガシラコウモリ	準絶滅危惧	(旧)前原市
	翼手目(コウモリ目)ヒナコウモリ科	モモジロコウモリ	準絶滅危惧	(旧)前原市
	霊長目(サル目)オナガザル科	ニホンザル	準絶滅危惧	(旧)志摩町
鳥類	アビ目アビ科	シロエリオオハム	準絶滅危惧	響灘から玄界灘にかけての海域。河口, 港内, ため池
	カイツブリ目カイツブリ科	カンムリカイツブリ	準絶滅危惧	玄界灘沿岸
	カッコウ目カッコウ科	ジュウイチ	準絶滅危惧	県内の山地
		ツツドリ	準絶滅危惧	県内の山地
	カモ目カモ科	トモエガモ	絶滅危惧Ⅱ類	瑞梅寺川河口
		ホオジロガモ	絶滅危惧Ⅱ類	瑞梅寺川河口
	キジ目キジ科	ウズラ	情報不足	県内各地の農耕地や河川敷
	キツツキ目キツツキ科	オオアカゲラ	絶滅危惧Ⅱ類	脊振山地
	コウノトリ目サギ科	アマサギ	準絶滅危惧	県内各地のまとまった面積の水田
		クロサギ	準絶滅危惧	糸島半島・姫島
		ササゴイ	準絶滅危惧	県内各地
		サンカノゴイ	準絶滅危惧	瑞梅寺川河口
		チュウサギ	準絶滅危惧	県内各地のまとまった面積の水田
		ミゾゴイ	絶滅危惧ⅠB類	糸島半島
	コウノトリ目トキ科	クロツラヘラサギ	絶滅危惧ⅠB類	瑞梅寺川河口・泉川河口
ヘラサギ		絶滅危惧ⅠB類	瑞梅寺川河口	

スズメ目アトリ科	ハギマシコ	準絶滅危惧	県内に冬鳥として飛来
スズメ目ウグイス科	オオヨシキリ	準絶滅危惧	瑞梅寺川河口
	センダイムシクイ	絶滅危惧Ⅱ類	県内各地（渡り時期）
スズメ目カササギヒタキ科	サンコウチョウ	絶滅危惧Ⅱ類	県内各地（春の渡り時期）
スズメ目サンショウクイ科	サンショウクイ	絶滅危惧ⅠA類	九州に夏鳥として渡来
スズメ目ツグミ科	コマドリ	絶滅危惧ⅠA類	県内各地（渡り時期）
	コルリ	絶滅危惧ⅠB類	脊振山系（夏）・ 県内各地（春、秋の渡り時期）
	クロツグミ	準絶滅危惧	県内の山地
スズメ目ツバメ科	コシアカツバメ	準絶滅危惧	県内全域に飛来
スズメ目ツリスガラ科	ツリスガラ	準絶滅危惧	県内各地のため池や河川のヨシ原
スズメ目ヒタキ科	オオルリ	準絶滅危惧	県内の山地
	コサメビタキ	情報不足	県内の市街地（秋）
タカ目タカ科	オオタカ	準絶滅危惧	県内各地
	サシバ	準絶滅危惧	県内全域の丘陵地や山地で繁殖
	ノスリ	準絶滅危惧	県内全域の丘陵地や島嶼で越冬
	ハイイロチュウヒ	準絶滅危惧	瑞梅寺川河口周辺
	ハチクマ	準絶滅危惧	福岡県
タカ目ハヤブサ科	コチョウゲンボウ	準絶滅危惧	瑞梅寺川河口・泉川河口
	ハヤブサ	絶滅危惧Ⅱ類	糸島市の島嶼
チドリ目ウミスズメ科	ウミスズメ	準絶滅危惧	糸島市沖
	カンムリウミスズメ	絶滅危惧ⅠA類	烏帽子島
チドリ目カモメ科	ズグロカモメ	絶滅危惧Ⅱ類	瑞梅寺川河口
チドリ目シギ科	ウズラシギ	絶滅危惧Ⅱ類	瑞梅寺川河口
	オオソリハシシギ	準絶滅危惧	瑞梅寺川河口
	オグロシギ	準絶滅危惧	瑞梅寺川河口

		カラフトアオアシシギ	絶滅危惧 IA 類	瑞梅寺川河口
		タカブシギ	絶滅危惧 II 類	瑞梅寺川河口
		ダイシャクシギ	絶滅危惧 II 類	瑞梅寺川河口
		ハマシギ	準絶滅危惧	県内各地の海岸や干潟
		ホウロクシギ	絶滅危惧 II 類	瑞梅寺川河口・泉川河口
	チドリ目タマシギ科	タマシギ	準絶滅危惧	県内全域の水田・湿地・河原
	チドリ目チドリ科	ケリ	準絶滅危惧	瑞梅寺川河口
		タゲリ	準絶滅危惧	瑞梅寺川河口
	ツル目クイナ科	クイナ	準絶滅危惧	県内各地のヨシ原に冬鳥として飛来
		ヒクイナ	準絶滅危惧	県内全域の平野部から丘陵地の河川・ため池・水田
	ハト目ハト科	カラスバト	絶滅危惧 II 類	姫島
	フクロウ目フクロウ科	アオバズク	絶滅危惧 II 類	県内全域
		コノハズク	絶滅危惧 IA 類	玄界灘沿いの島や沿岸部（渡り時期）
	ブッポウソウ目カワセミ科	ヤマセミ	準絶滅危惧	県内に留鳥として生息
	ブッポウソウ目ブッポウソウ科	ブッポウソウ	絶滅危惧 IA 類	玄界灘沿いの島や沿岸部（渡り時期）
	ヨタカ目ヨタカ科	ヨタカ	絶滅危惧 IB 類	脊振山系（繁殖）・県内各地（渡り時期）
爬虫類	カメ目イシガメ科	ニホンイシガメ	絶滅危惧 II 類	
	有鱗目ナミヘビ科	タカチホヘビ	絶滅危惧 II 類	
		ジムグリ	準絶滅危惧	
		シロマダラ	準絶滅危惧	
両生類	無尾目アカガエル科	トノサマガエル	絶滅危惧 IB 類	
		ニホンアカガエル	絶滅危惧 II 類	
		ヤマアカガエル	絶滅危惧 II 類	
	無尾目ヒキガエル科	ニホンヒキガエル	絶滅危惧 II 類	

	有尾目サンショウウオ科	カスミサンショウウオ	絶滅危惧Ⅱ類	
		ブチサンショウウオ	準絶滅危惧	
魚類	サケ目サケ科	サケ	野生絶滅	瑞梅寺川
		サクラマス(ヤマメ)	絶滅危惧ⅠB類	瑞梅寺川
	サケ目アユ科	アユ	準絶滅危惧	県内全域
	スズキ目ハゼ科	クボハゼ	絶滅危惧ⅠA類	一貴山川の河口域
		ルリヨシノボリ	情報不足	一貴山川・福吉川
	スズキ目カジカ科	カジカ大卵型	準絶滅危惧	瑞梅寺川
	スズキ目カワアナゴ科	カワアナゴ	準絶滅危惧	県内全域
	ウナギ目ウナギ科	ニホンウナギ	絶滅危惧ⅠB類	県内全域
	コイ目コイ科	ニッポンバラタナゴ	絶滅危惧ⅠB類	県内広域
		カゼトゲタナゴ	絶滅危惧ⅠB類	県内広域
		ヤリタナゴ	絶滅危惧Ⅱ類	県内全域
		アブラボテ	準絶滅危惧	県内全域
	コイ目ドジョウ科	ドジョウ	絶滅危惧Ⅱ類	県内全域
		ヤマトシマドジョウ	準絶滅危惧	県内全域
	ダツ目メダカ科	メダカ(ミナミメダカ)	準絶滅危惧	県内全域
	メジロザメ目ドチザメ科	ホシザメ	情報不足	国内
カスザメ目カスザメ科	カスザメ	情報不足	国内	
昆虫類	コウチュウ目ゲンゴロウ科	シャープツブゲンゴロウ	絶滅危惧ⅠA類	
		クロゲンゴロウ	絶滅危惧ⅠB類	
		シマゲンゴロウ	絶滅危惧ⅠB類	
		コガタノゲンゴロウ	絶滅危惧Ⅱ類	
		ホソマルチビゲンゴロウ	準絶滅危惧	
		ルイスツブゲンゴロウ	準絶滅危惧	
		キベリクロヒメゲンゴロウ	準絶滅危惧	
	コウチュウ目オサムシ科	オサムシモドキ	準絶滅危惧	立石山

	ナガサキクビナガゴ ミムシ	準絶滅危惧	姫島
コウチュウ目ガムシ科	ガムシ	絶滅危惧 IB 類	
コウチュウ目コガネムシ科	ニセマグソコガネ	絶滅危惧 II 類	幣の松原
	ニセセマルケシマグ ソコガネ	準絶滅危惧	幣の浜
コウチュウ目コメツキムシ 科	アカオオハナコメツ キ	絶滅危惧 II 類	
コウチュウ目ジョウカイモ ドキ科	ルリキオビジョウカ イモドキ	絶滅危惧 II 類	
コウチュウ目ミズスマシ科	オオミズスマシ	準絶滅危惧	
コウチュウ目ホタル科	ヘイケボタル	準絶滅危惧	
コウチュウ目ゾウムシ科	スナムグリヒョウタ ンゾウムシ	準絶滅危惧	
	ナガカツオゾウムシ	準絶滅危惧	姫島
チョウ目シジミチョウ科	シルビアシジミ	絶滅危惧 II 類	芥屋・姫島
	クロツバメシジミ (九州沿岸亜種)	準絶滅危惧	
チョウ目タテハチョウ科	クモガタヒョウモン	絶滅危惧 II 類	糸島半島
	メスグロヒョウモン	準絶滅危惧	
チョウ目シャクガ科	フタスジギンエダシ ャク	絶滅危惧 II 類	糸島市浮岳
チョウ目ヤガ科	ベニシタバ	絶滅危惧 II 類	雷山
	アカヘリヤガ	準絶滅危惧	志摩野北
	ヨモギギリガ	準絶滅危惧	雷山
	アオバセダカヨトウ	準絶滅危惧	雷山
アミメカゲロウ目ウスバカ ゲロウ科	ハマベウスバカゲロ ウ	絶滅危惧 IB 類	幣の松原
ハチ目ハキリバチ科	キバラハキリバチ	絶滅危惧 IB 類	
ハチ目ミツバチ科	シロスジフトハナバチ	準絶滅危惧	
トンボ目サナエトンボ科	キイロサナエ	絶滅危惧 II 類	
カメムシ目イトアメンボ科	イトアメンボ	絶滅危惧 IB 類	
カメムシ目ミズムシ科	オオミズムシ	絶滅危惧 II 類	
カメムシ目コオイムシ科	コオイムシ	準絶滅危惧	
カメムシ目タイコウチ科	ミヤケミズムシ	準絶滅危惧	

貝類	新生腹足目トゲカワニナ科	タケノコカワニナ	絶滅危惧 IA 類	船越・大入
	新生腹足目オニツノガイ科	ホソコオロギ	絶滅危惧 IB 類	船越
		カヤノミカニモリ	情報不足	船越
	新生腹足目キバウミニナ科	シマヘナタリ	絶滅危惧 IB 類	泉川
		カワアイ	絶滅危惧 II 類	加布里湾
		フトヘナタリ	準絶滅危惧	深江・泉川
	新生腹足目ウミニナ科	イボウミニナ	絶滅危惧 IB 類	加布里湾
		ウミニナ	準絶滅危惧	加布里湾
	新生腹足目タマガイ科	アダムスタマガイ	絶滅危惧 IB 類	寺山
		フロガイダマシ	絶滅危惧 II 類	深江・芥屋・寺山
		ネコガイ	準絶滅危惧	芥屋・福吉・船越
		ツガイ	準絶滅危惧	芥屋
		サキグロタマツメタ	情報不足	加布里
	新生腹足目エゾバイ科	オガイ	絶滅危惧 IB 類	福吉港・芥屋
		ミクリガイ	準絶滅危惧	福吉・芥屋・福井
	新生腹足目フトコロガイ科	マルテンスマツムシ	絶滅危惧 IB 類	芥屋
	新生腹足目オリレヨフバイ科	ウネムシロ	絶滅危惧 IB 類	船越・芥屋
		ヨフバイ	情報不足	深江
	新生腹足目ヤマタニシ科	アツブタガイ	絶滅危惧 II 類	(旧)前原市・(旧)志摩町
		ヤマタニシ	準絶滅危惧	(旧)二丈町・火山・水無・姫島
	新生腹足目アズキガイ科	アズキガイ	絶滅危惧 II 類	小金丸
	新生腹足目ゴマガイ科	オオウエゴマガイ	絶滅危惧 II 類	水無
	新生腹足目タニシ科	オオタニシ	絶滅危惧 II 類	(旧)志摩町
		マルタニシ	準絶滅危惧	(旧)二丈町・(旧)志摩町
	新生腹足目リソツボ科	スジウネリチョウジガイ	絶滅危惧 II 類	福井
		ゴマツボ	絶滅危惧 II 類	福井
		ヌノメチョウジガイ	準絶滅危惧	福井
新生腹足目ハナゴウナ科	シロバリゴウナ	絶滅危惧 II 類	芥屋	
	ヘソアキゴウナ	準絶滅危惧	芥屋	
新生腹足目エゾマメタニシ科	ヒメマルマメタニシ	絶滅危惧 II 類	福井	
新生腹足目イトカケガイ科	オダマキ	絶滅危惧 II 類	芥屋	

	クレハガイ	準絶滅危惧	芥屋
新生腹足目アッキガイ科	ハネナシヨウラク	絶滅危惧Ⅱ類	寺山・福井
	オニサザエ	情報不足	深江
新生腹足目バイ科	バイ	絶滅危惧Ⅱ類	芥屋
新生腹足目タケノコガイ科	イワカワトクサ	絶滅危惧Ⅱ類	芥屋
新生腹足目ミズツボ科	ホラアナミジンナ	準絶滅危惧	
新生腹足目イソコハクガイ科	アラウズマキ	準絶滅危惧	福井
	シラギク	準絶滅危惧	加布里湾・芥屋
新生腹足目カワザンショウ科	ヒナタムシヤドリカ ワザンショウ	準絶滅危惧	泉川
新生腹足目テングニシ科	テングニシ	準絶滅危惧	福吉・芥屋・加布 里湾・福井
新生腹足目マクラガイ科	マクラガイ	準絶滅危惧	芥屋・深江
新生腹足目コシボソクチキレ ツブ科	チャイロフタナシシ ヤジク	準絶滅危惧	芥屋・福井
新生腹足目ツクシガイ科	ヒゼンツクシ	情報不足	芥屋
新生腹足目フデシャジク科	トウキョウコウシツ ブ	情報不足	芥屋
異鰓目オカミミガイ科	シイノミミミガイ	絶滅危惧ⅠA類	深江
	スジケシガイ	絶滅危惧ⅠB類	水無
	クリイロコミミガイ	絶滅危惧ⅠB類	泉川
	ナラビオカミミガイ	絶滅危惧Ⅱ類	泉川
	オカミミガイ	絶滅危惧Ⅱ類	泉川
	キヌカツギハマシイ ノミ	絶滅危惧Ⅱ類	千早新田
	ケシガイ	準絶滅危惧	井原
	ハマシイノミガイ	準絶滅危惧	福吉・福浦・芥屋・ 野北
異鰓目ヤマボタル科	ヤマボタル	絶滅危惧ⅠA類	
異鰓目サナギガイ科	サナギガイ	絶滅危惧ⅠA類	小金丸
	スナガイ	絶滅危惧Ⅱ類	串崎
	ヒラドマルナタネ	準絶滅危惧	(旧)二丈町
異鰓目オナジマイマイ科	カタマメマイマイ	絶滅危惧ⅠA類	小金丸
	ダコスタマイマイ	準絶滅危惧	福井福吉・串崎・ 雷山・油比・三坂
異鰓目ノミガイ科	ノミガイ	絶滅危惧ⅠB類	桜井・小金丸・深江

異鰓目キセルモドキ科	ホソキセルモドキ	絶滅危惧 IB 類	吉井
	キセルモドキ	絶滅危惧 II 類	(旧)二丈町
異鰓目キセルガイ科	トサギセル	絶滅危惧 II 類	浮岳
	キュウシュウナミコ ギセル	準絶滅危惧	田中・満吉
	オキギセル	準絶滅危惧	(旧)二丈町・水無 ・雷山
異鰓目スweifガイ科	カミスジカイコガイ ダマシ	絶滅危惧 II 類	野北
異鰓目ブドウガイ科	ホソタマゴガイ	準絶滅危惧	芥屋
	トックリタマゴガイ	準絶滅危惧	船越・芥屋
異鰓目トウガタガイ科	ヌノメホソクチキレ	準絶滅危惧	芥屋
	エドイトカケギリ	情報不足	船越
異鰓目ナンバンマイマイ科	シメクチマイマイ	準絶滅危惧	福井・野北・水無
異鰓目モノアラガイ科	コシダカヒメモノア ラガイ	情報不足	(旧)二丈町
古腹足目ニシキウズ科	イボキサゴ	絶滅危惧 II 類	加布里湾
古腹足目ニシキウズ科	キサゴ	情報不足	福井・大入
フネガイ目フネガイ科	ビョウブガイ	絶滅危惧 IA 類	船越・寺山・福吉 港
	クマサルボウ	絶滅危惧 II 類	加布里湾
	アカガイ	準絶滅危惧	(旧)二丈町
	ヒメエガイ	情報不足	桜井・加布里湾
ザルガイ目シオサザナミ科	フジナミガイ	絶滅危惧 IA 類	芥屋
	ムラサキガイ	絶滅危惧 II 類	深江・浜窪
	アシガイ	準絶滅危惧	福吉港
	ハザクラ	準絶滅危惧	引津湾
	オチバガイ	準絶滅危惧	寺山・浜窪
ザルガイ目ザルガイ科	ヒシガイ	絶滅危惧 IB 類	船越
ザルガイ目アサジガイ科	フルイガイ	絶滅危惧 IB 類	加布里湾
ザルガイ目バカガイ科	ヒナミルクイ	絶滅危惧 IB 類	寺山
	ミルクイ	絶滅危惧 II 類	寺山
	カモジガイ	準絶滅危惧	芥屋
	ワカミルクイ	準絶滅危惧	福吉・船越
	ナガヒナミルクイ	情報不足	寺山

ザルガイ目マルスダレガイ科	ウスハマグリ	絶滅危惧 IB 類	深江・寺山
	シラオガイ	絶滅危惧 II 類	深江・姫島・寺山
	チョウセンハマグリ	絶滅危惧 II 類	野北
	ハマグリ	絶滅危惧 II 類	加布里湾・引津湾
	ガンギハマグリ	準絶滅危惧	寺山
	シオヤガイ	情報不足	船越
	ケマンガイ	情報不足	桜井・寺山
ザルガイ目ウロコガイ科	オウギウロコガイ	絶滅危惧 IB 類	福吉港
ザルガイ目ニッコウガイ科	アワジチガイ	絶滅危惧 II 類	船越
	サビシラトリ	準絶滅危惧	福井
	オオモノノハナ	準絶滅危惧	寺山・糸島市西海岸
	モモノハナガイ	準絶滅危惧	深江・寺山・福吉・芥屋
	ユウシオガイ	準絶滅危惧	船越・加布里湾・引津湾
	ベニガイ	準絶滅危惧	深江・桜井・芥屋
	ウズザクラ	情報不足	芥屋・引津湾
ザルガイ目フジノハナガイ科	フジノハナガイ	準絶滅危惧	芥屋・深江・福井
	キュウシュウナミノコ	準絶滅危惧	福井
ザルガイ目キヌタアゲマキ科	キヌタアゲマキ	準絶滅危惧	深江・福吉・芥屋
ニオガイ目オオノガイ科	オフクマスオ	絶滅危惧 IA 類	福吉
	オオノガイ	準絶滅危惧	寺山
ニオガイ目クチベニガイ科	クチベニガイ	準絶滅危惧	深江・浜窪
ネリガイ目オキナガイ科	コオキナガイ	絶滅危惧 IA 類	瑞梅寺川河口
ネリガイ目サザナミガイ科	オビクイ	準絶滅危惧	芥屋
カキ目イタボガキ科	イタボガキ	絶滅危惧 IB 類	寺山
カキ目ハボウキ科	リシケタイラギ	準絶滅危惧	加布里湾
	ハボウキ	準絶滅危惧	加布里湾
ツキガイ目ツキガイ科	イセシラガイ	絶滅危惧 IB 類	桜井・加布里湾・寺山
アマオブネ目アマオブネ科	ヒロクチカノコ	絶滅危惧 II 類	泉川
アマオブネ目ユキスズメ科	ミヤコドリ	準絶滅危惧	桜井・加布里湾
イガイ目イガイ科	ケガイ	絶滅危惧 II 類	深江・桜井

		コケガラス	準絶滅危惧	寺山
	ツノガイ目ゾウゲツノガイ科	ヤカドツノガイ	準絶滅危惧	船越（殻）
	イタヤガイ目イタヤガイ科	イタヤガイ	準絶滅危惧	福井
	スエモノガイ目スエモノガイ科	シナヤカスエモノガイ	準絶滅危惧	芥屋
	マテガイ目マテガイ科	バラフマテ	準絶滅危惧	福吉港
甲殻類・その他	三岐腸目コガタウズムシ科	カブトガニウズムシ	絶滅危惧 IA 類	加布里干潟
	剣尾目カブトガニ科	カブトガニ	絶滅危惧 IA 類	加布里干潟
	十脚目ムツハアリアケガニ科	カワスナガニ	絶滅危惧 IB 類	一貴山川・泉川
	十脚目スナガニ科	ハクセンシオマネキ	絶滅危惧 II 類	加布里干潟
	十脚目オサガニ科	オサガニ	準絶滅危惧	加布里干潟
	十脚目モクズガニ科	トリウミアカイソモドキ	情報不足	加布里干潟
	イソギンチャク目セトモノイソギンチャク科	マキガイイソギンチャク	絶滅危惧 IB 類	泉川河口の干潟

出典) 福岡県レッドデータブック 2011、2014

用語解説

番号	用語	解説
1	【あ行】 一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物で、ごみとし尿に分類される。また、ごみは、一般家庭の日常生活から生じた「家庭ごみ」と事業活動によって生じた「事業系ごみ」に分類される。
2	エコドライブ	環境負荷の低減に配慮した自動車の運転方法で、アイドリングストップ（駐停車時に自動車のエンジンを停止させる機能）や加減速の少ない運転、タイヤの空気圧の適正化などに心がけた運転を指す。
3	エコ事業所	福岡県内に所在する事業所のうち、電気や自動車の燃料削減など、地球にやさしい活動に取り組むことを宣言した事業所
4	エコファミリー	ふくおかエコライフ応援サイトやふくおかエコライフ応援 BOOK で紹介される情報を参考に、家庭での電気、ガス、ガソリンなど省エネルギー・省資源に取り組む家庭のこと。
5	エコマテリアル	資源採取から、製造、使用、廃棄までのライフサイクル全般を通じて、人に優しく、環境負荷を最小にし、特性・機能を最大とする材料のこと。各種エコ商品等に活用されている。
6	LED照明	LED（発光ダイオード）を用いて、白熱電球などの代用として口金をソケットに直接装着できるようにした光源装置のこと。
7	オオキツネノカミソリ	ヒガンバナ科ヒガンバナ属の山野に生える多年草。キツネノカミソリの変種で、関東以西の本州から九州にかけて分布する。糸島市内の井原山中腹には、西日本一と言われる群生地がある。
8	オオキンケイギク	北米原産の多年草で、5月～7月にかけて黄色のコスモスに似た花を咲かせる。強靱でよく生育し、在来種を脅かす可能性がある特定外来生物である。
9	オオフサモ	アリノトウグサ科の抽水性の多年草で、水面からの高さは0.2～0.3m。温帯～熱帯に分布する。耐寒性があり、湖沼、河川、池、水路などに生息する特定外来生物である。
10	温室効果ガス	太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスのこと。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、PFC類、六フッ化硫黄が削減対象の温室効果ガスと定められている。
11	【か行】 環境家計簿	家庭で使う電気・ガス・水道・ガソリンなどの使用量や支出額を集計して、二酸化炭素の排出量などの環境負荷を計算できる家計簿。
12	間伐	間伐とは、森林を育てるために森林に適度な光を入れ、木の過密化を解消するために木を間引く作業を指す林業用語。間引かれた木材は間伐材と言う。
13	グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、価格や品質、利便性、デザインだけでなく、環境への影響を優先し、環境負荷ができるだけ少ないものを優先して購入すること。

14	光化学オキシダント	大気中の炭化水素や窒素酸化物が紫外線などを吸収し、光化学反応で生成された酸化性物質の総称。人の健康や植物へも影響を与える。光化学オキシダントに起因するスモッグを光化学スモッグと言う。
15	コージェネレーション	天然ガス、石油、LPガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステムのこと。回収した廃熱は、工場における熱源や、家庭やオフィス、病院など生活の場における冷暖房、給湯設備などに利用できる。
17	【さ行】 再生可能エネルギー	太陽光や太陽熱、風力、地熱、バイオマスなど枯渇の心配がない自然エネルギーのことを指す。
18	産業廃棄物	事業活動によって生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物を指す。
19	循環型社会	持続可能な社会を生み出すために、生産、流通、消費、廃棄といった流れの中で、資源の有効利用、さらに環境負荷を最小限に抑えることなどを目指す社会を言う。
20	水源の涵養	水田にたたえられた水が、地下に浸透して、地下水（浅い層）の涵養源となること。この地下水は河川に還元され、河川の水量調節の働きもする。
21	スラグ・メタル	廃棄物を溶融炉で溶融処理する際に発生する資源物。スラグはアスファルトやコンクリートなどの材料に、メタルは建設機械のおもり（カウンターウェイト）に使用される。
22	ZEB（ゼブ）	Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。
23	ZEH（ゼッチ）	Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略称。外側の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のこと。
24	セアカゴケグモ	オーストラリア原産。全体が黒色で、腹部の背面に目立った赤色の縦条がある。雌は毒を有しており、近年国内での生息域を広範囲に拡大している。特定外来生物である。
25	生物多様性	地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さを言う。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定していると言える。
26	【た行】 地産地消	地域で採れた農産物を地域の人たちが消費すること。地産地消の推進により、生産者と消費者の物理的、心理的距離を縮め、消費者ニーズに応えた生産や農業への理解を促進することが期待される。
27	地球温暖化	人間の活動の拡大により、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。産業の発展に伴い、地球規模での気温上昇（温暖化）が進み、地球規模の課題となっている。
28	地球温暖化防止活動推進センター	地球温暖化対策の推進に関する法律によって定められたセンターで、県内の民間団体の中から県知事によって指定される。主な業務は、地球温暖化防止に関する啓発・広報活動、調査・研究活動など。
29	地球温暖化防止活動推進員	地球温暖化対策の推進に関する法律によって定められた地球温暖化防止活動を推進するために、県知事が委嘱する専門家。住民に対して、啓発や助言などを行う。

30	低炭素社会	温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内にとどめる(カーボン・ニュートラル)社会を指す。二酸化炭素の排出を最小化するための配慮が徹底される社会システムの構築が必要。
31	出前講座	行政に関わる事業・制度について、市民の要請に基づき市職員が地域に出向いて説明会や講習会を実施する制度。
32	【な行】 燃料電池	水素と酸素を電気化学的に反応させて直接発電するもので、水素は、天然ガス、メタノールなどの石油代替燃料から生成し、酸素は、大気中の酸素を利用する。
33	【は行】 バイオマス	再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものを言う。廃棄物系バイオマスとして、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、下水汚泥などがある。
34	ハマボウ	アオイ科の落葉低木で、河口や海岸の砂泥地に生育する。県内では玄界灘から周防灘にかけてまれに見られる。雷山川下流の群生地は県下最大で、両岸約1kmの範囲にわたって生育している。
35	BOD	河川などの有機汚濁物質による汚れの度合いを示す数値で、水中の汚濁物質(有機物)が微生物により酸化分解されるのに必要な酸素量で表される。数値が大きいほど汚濁の程度が高いことを示す。
36	不法投棄マッピングシステム	県がパトロール等で発見した不法投棄物を電子地図に登録し、可視化するシステム。
37	ふくおかエコライフ	今の生活レベルを落とさずに、まずは量を見直すことから始めて、楽しみながら無理せず二酸化炭素を減らす運動を言う。
38	ブラックバス	北アメリカ原産で、標準和名は「オオクチバス」。湖沼やため池、河川の中下流域に生息する。特定外来生物である。
39	福岡県レッドデータブック	福岡県内を対象として、絶滅のおそれのある野生生物をリストアップし、絶滅のおそれの度合い、生息状況、絶滅へ向かわせている要因や生態などについて記述したもの。現在、改訂版が作成中。
40	【ま行】 マイバック運動	ごみを減らすことを目的に、買い物の際、レジ袋を受け取らず、買い物用のバックを持参しようという運動を言う。
41	ミツバツツジ	ツツジ科の落葉低木。関東、中部地方の中南部、温帯下部の山地林内に分布する。市内では、背振雷山山系の中腹地域に植生している。
42	モニタリングポスト	大気中の放射線量を継続的に測定する据え置き型の装置。
43	溶融飛灰	廃棄物を溶融炉で溶融処理する際に発生する煤塵(ばいじん/すす・灰などの微粒子)。
44	【ら行】 ラブアースクリーンアップ	1992年に開催された「ローマ・クラブ IN 九州」を契機に、地球環境と地域行動の実践として、市民・事業者・行政が協力し、海岸や河川などの散乱ごみを回収する地域環境美化活動を指す。